

Disclosure **2026**

SBI 損害保険の現状

企業理念

新しい時代に、新しい保険を

経営方針

最先端の商品と最高水準のサービスを目指す
テクノロジーの力で新たな価値を創造する
グループシナジーで保険生態系を構築する

行動指針

人に誠実に、社会に公正に向き合う
誇りと情熱を持って仕事に取り組む
お客様本位の姿勢を常に大切にする

コーポレートスローガン

プライスリーダーからゲームチェンジャーへ

目 次

トップメッセージ	2
----------	---

トピックス

SBI損保の顧客満足度	4
広報トピックス	6
販売チャネルの拡充・多様化	7
DX推進による満足度の向上	8
サステナビリティ	10

SBIグループについて	18
-------------	----

SBI損保の経営について

代表的な経営指標	20
コーポレート・ガバナンス	23
リスク管理	26
コンプライアンス	30
個人情報への対応	34

商品・サービスについて

保険のしくみ	40
商品ラインナップ	44
各種サービス体制	49
お客さま満足度向上への取り組み	52

業績データ

主要な経営指標等の推移	57
直近の2事業年度における財産の状況	80

コーポレートデータ

沿革	94
株主・株式	95
役員の状況	96
従業員の状況	97

損害保険用語の解説	98
-----------	----

会社概要

名称	SBI 損害保険株式会社
英文名称	SBI Insurance Co., Ltd.
創業	2006 年 6 月 1 日
資本金	110 億円
正味収入保険料	45,551 百万円
総資産	72,156 百万円
本店住所	東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー 16F

本冊子は、保険業法第111条に基づき、SBI損保の考え方や特色、保険サービスに対する取り組み、財務情報などを紹介させていただくために作成したディスクロージャー誌です。当社についてご理解いただく上で、お役に立てていただければ幸いです。

トップメッセージ

お客さまお一人おひとりに 確かな安心をお届けし、 信頼を積み重ねてまいります。

平素よりSBI損害保険株式会社に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の記録的な豪雨や大規模地震、森林火災に続き、本年も大雪をはじめとする自然災害が全国各地で発生しております。被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災された地域の日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

近年、自然災害の激甚化に加え、デジタル化の進展やライフスタイルの変化などにより、損害保険業界を取り巻く環境は大きく変化しています。また、経済の動向に目を向けますと、長引く物価の上昇や地政学リスクの高まり、エネルギーや先端技術を巻き込み不安定化する安全保障環境などを背景に、先行きの不透明な状況が続いています。リスクの多様化・複雑化が進む中で、保険会社には従来以上に的確で柔軟な対応力と、持続的なサービスを提供していく体制の構築が求められていると認識しております。

このような環境下において、おかげをもちまして、当社の保険契約件数は140万件を突破し、「価格.com 自動車保険満足度ランキング 2026」において「総合満足度」「保険料満足度」「補償内容満足度」の3部門で第1位を獲得するなど、多くのお客さまからご評価をいただくことができました。また、直接的な収入である元受正味保険料は前期比11.8%増の64,556百万円、当期純利益は同40.7%増の1,706百万円と、業績面においても着実な成長を遂げてきております。

当社は創業以来「顧客中心主義」を徹底し、お客さまの視点に立った商品・サービスの提供に努めてまいりました。保険会社の使命は、お客さまに安心と安全をお届けすることであり、その基盤となるのは信頼であると考えています。当社を取り巻く昨今の厳しい事業環境の中であって

も着実に成長を続けることができましたのは、ダイレクト型損保ならではのお手ごろな保険料やお客さまお一人おひとりのニーズに寄り添うサポートなど、お客さまファーストの姿勢をご支持いただけた結果であると考えております。

これからも、リーズナブルな保険料やお見積りからご契約までインターネット上で完結できる利便性といった当社の強みを堅持しつつ、全国の地域金融機関との提携などを通じてお客さまとの接点をさらに拡充し、より多くの皆さまに安心と安全をお届けできる体制の整備を進めてまいります。また、お客さまお一人おひとりのニーズにないないに引き合い、万が一の際の補償にとどまらず、被害の未然防止および被害軽減に資する取り組みを通じて、「こういう商品・サービスがほしかった!」と感じていただけるような、真に求められる安心と安全の価値を提供してまいります。一つひとつの取り組みと日々の業務の積み重ねを大切に、お客さまとの信頼関係をより強固なものとしていくよう努めてまいります所存でございます。

本年、当社は設立20周年という節目を迎えます。ダイレクト型損保業界において、後発としてスタートした当社がここまで歩んでくることができましたのは、ひとえにお客さまならびに関係者の皆さまのご支援の賜物です。改めて深く感謝申し上げます。この20周年は決してゴールではなく、さらなる成長に向けた1つの通過点と考えております。次の10年、20年を見据え、積み重ねてきた信頼をさらにゆるぎないものにできるよう、誠実さと挑戦する姿勢を大切にしながら、持続的な企業価値の向上を図っていくとともに、「企業は社会の一構成要素であり、社会に帰属しているからこそ存続できる」との考えのもと、さらなる社会貢献に尽力してまいります。

今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、
よろしくお願い申し上げます。



2026年7月
SBI損害保険株式会社

代表取締役社長

小野 尚

SBI 損保の顧客満足度

SBI損保は創業以来、「顧客中心主義」を徹底し、常に「お客さま本位の姿勢」を貫いてきました。たとえば商品のご提供に際しては、インターネットをメインチャネルとすることで、手軽さや高い利便性、リーズナブルな保険料を実現してきました。また、お客さまにいていない向き合い不安や疑問を解消するため、Webサイトやお電話、チャット、メールなどのお客さまとの接点における対応品質の向上にも注力しています。



2026年オリコン顧客満足度®調査 定期型がん保険(専門家評価) 総合1位獲得

オリコン株式会社が発表した「2026年 オリコン顧客満足度®調査」において、「SBI損保のがん保険」が「定期型がん保険(専門家評価)」で総合1位を獲得いたしました。「定期型がん保険(専門家評価)」での総合1位は5度目(2021~2022、2024~2026年)の獲得です。

2026年オリコン顧客満足度®調査 定期型がん保険ランキング(専門家評価)は、定期型がん保険5商品からファイナンシャルプランナー40名を対象に、オリコンのグループ会社である株式会社 oricon ME が実施した調査です。



「価格.com 自動車保険 満足度ランキング2026」で「総合満足度」「保険料満足度」「補償内容満足度」第1位獲得

株式会社カクコムが発表した「価格.com 自動車保険 満足度ランキング2026」の「総合満足度」、「保険料満足度」、「補償内容満足度」の3部門において第1位を獲得いたしました。「総合満足度」第1位の獲得は4回目、「保険料満足度」第1位の獲得は3年連続15回目、「補償内容満足度」第1位の獲得は初となります。

2025年4月から同年11月に価格.comを利用した方のなかで、調査時点において自動車保険(任意保険)に加入している、もしくは事故時等に保険会社に連絡をしたことのある、男女4,781名から得た回答に基づきランキングを発表(株式会社カクコム調べ)



AskDoctors「医師の確認済み商品」認定

エムスリー株式会社ががんの診療に直接携わる医師を対象に「SBI損保のがん保険」の「他人への推奨意向」「自身での利用意向」を調査した結果、医師100名の93%が「他の人に勧めたい」、82%が「自身も利用したい」と回答し、保険商品で唯一「AskDoctors 医師の確認済み商品」に認定されました。

※ 2025年3月 AskDoctors 調べ



「HDIサポートセンター国際認定(七つ星認定)」獲得

顧客体験(CX)管理を重要視したサポートプロセスを備えたセンターであるとして、サポートサービス業界における世界最大の認定機関であるHDIより「HDIサポートセンター国際認定」の最高峰である「七つ星」を獲得いたしました。特に「部署や拠点の枠を超えて非常によくコミュニケーションを取り、全員が一丸となってビジネスへの貢献とより良い顧客対応を実現しようとしている姿勢」などが国際認定オーディタ(監査官)によって評価されました。



「2025年度HDI格付けベンチマーク 三つ星」取得

国際基準に基づいて各企業のサポート品質をお客さま視点で評価するHDI格付けベンチマークにおいて、SBI損保のサポート体制は「問合せ窓口」「Webサポート」の両部門で最高評価の「三つ星」認証を8年連続で獲得し、お客さまにとって卓越したサポートサービスを提供しているとして認定されました。なお、「問合せ窓口」は9回目、「Webサポート」は13回目の獲得となります。



公益財団法人

日本ICTテレコムユーザー協会

第64回電話対応コンクール全国大会優秀賞獲得

公益財団法人 日本ICTテレコムユーザー協会(旧:日本電信電話ユーザー協会)が主催する「第64回電話対応コンクール」の全国大会において、優秀賞を受賞いたしました。また、地方大会においても、東京都大会で優秀賞、福岡県大会で第3位、優秀賞、佐賀県大会で優勝、準優勝をそれぞれ受賞いたしました。

広報トピックス

◆新TVCM放映開始

ブランドキャラクターの俳優・芦田愛菜さんを起用した自動車保険の新TVCMを2026年1月から全国で放映しています。第4弾となる今作では、親しみやすく知的な印象の芦田さんの表現力を通じて、お客さまに寄り添った最も優しく、最も優れた「最優」のサービス提供を目指す「SBI損保の自動車保険」の魅力を、「保険料の節約」「もしものときの対応力」「充実した補償内容」の3つのストーリーでお伝えしています。

◆芦田愛菜さんのプロフィール

5歳で出演したドラマ「Mother」（日本テレビ/2010）で脚光を浴び、以来数々の映画、ドラマ、CMなどで活躍中。日本アカデミー賞やブルーリボン賞など多数の賞を受賞。



◆週刊 こども TIMES(旧:TOKYO こども TIMES)の初の公開収録を開催

子どもに関わる話題をきっかけに家族団らんの機会を増やしてほしいという思いから、「パパママとKIDSの会話の架け橋に」をコンセプトとしたラジオ番組「週刊 こども TIMES」を、TOKYO FM、FM AICHI、FM大阪にて放送しています。2026年4月よりFM大阪での放送を開始したことに伴い、番組名称を「TOKYO こども TIMES」から「週刊 こども TIMES」へ変更しました。番組では、パーソナリティの俳優・杉浦太陽さんが、架空の新聞「週刊 こども TIMES」の記者として、子どもたちの関心ごとや親子で参加できるイベントの情報などを毎週お届けしています。また、2025年11月には初となる公開収録イベントを愛知県で実施し、子育て中のリスナーの皆さまの生の声を聞き交流を深めました。



◆仙台オフィスを拡張

契約件数の持続的な伸長に伴い増加する損害サービス業務への対応力を強化し、より高品質なサービスを提供できる体制を整えることを目的に、仙台オフィスを拡張いたしました。座席の増数による人員体制強化に加え、研修・育成機能を担う大会議室やミーティングルーム、共有スペースを拡充し、業務品質と働きやすさの両立を図ります。また、災害や有事に備えた事業継続体制の高度化を通じて、お客さまへお届けする安心・安全の盤石化を目指すとともに、地元人材の積極採用を通じた地域雇用の創出と地域経済の活性化にも貢献していきます。



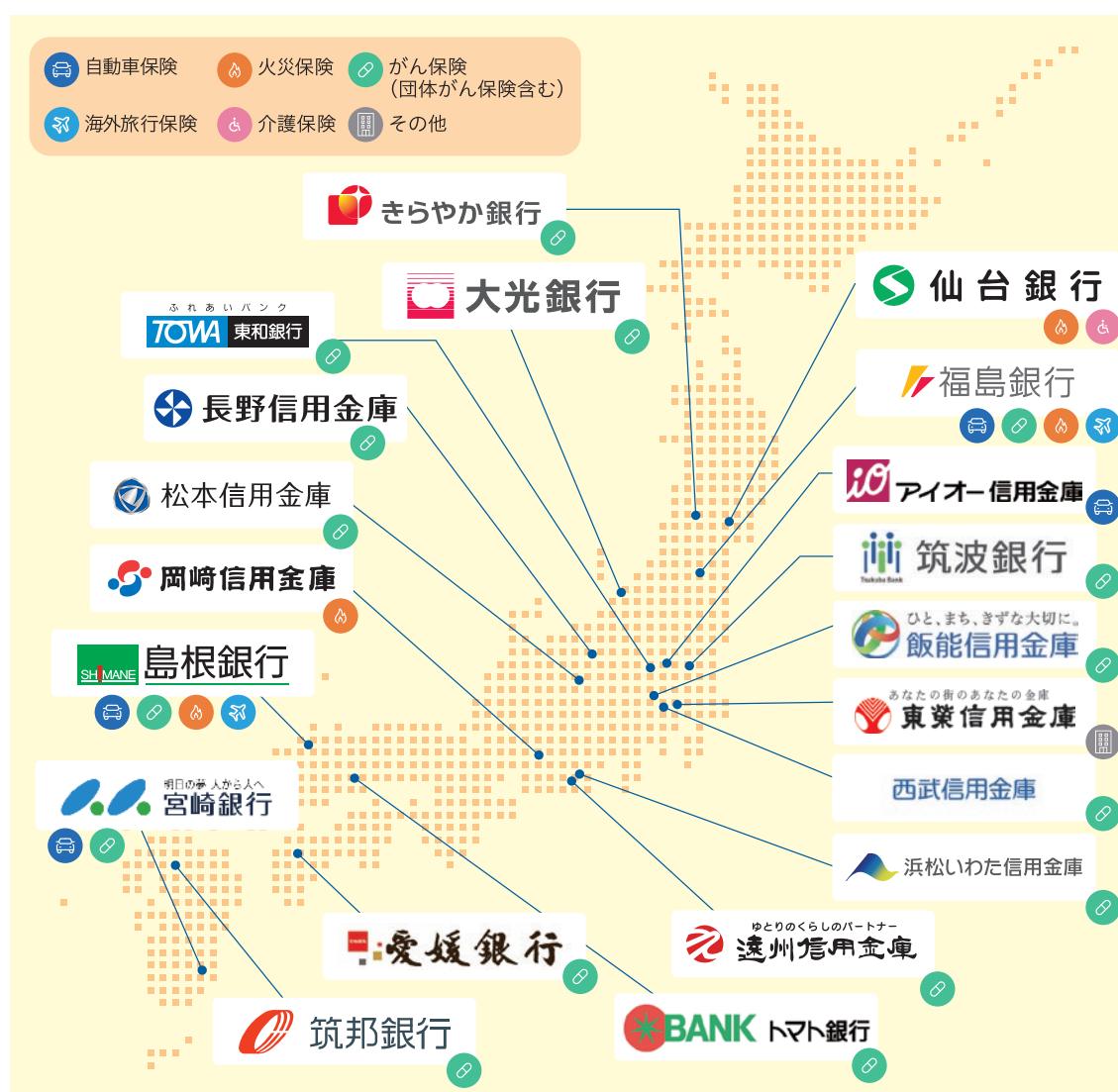
SBI損保はこれまでいち早く時流をとらえ、「新しい時代に、新しい保険を」という企業理念に沿って、世のため人のためとなる取り組みを追求することで、社会に必要とされる企業を目指してきました。昨今では、①販売チャネルの拡充・多様化、②DX推進による満足度の向上に注力することで、多様化するお客さまのニーズにお応えし、皆さまの日々の安心・安全を支えています。

販売チャネルの拡充・多様化

◆地域金融機関との取り組み

SBI損保はインターネットをメインチャネルとして急成長してきました。より多くのお客さまに質の高い保険商品・サービスを提供することを目指し、インターネットやお電話等を通じた「非対面営業」と、お客さまとのフェイストゥフェイスでのコミュニケーションを大切にする「対面営業」の両面を強化することで、新たな課題解決の枠組みやSBI損保ならではの付加価値を提供するとともに、SBIグループの総合力や各社の経営資源を活用し、個人・法人双方のお客さまへの商品・サービス提供に取り組みます。

特に全国の地域金融機関との連携を強化することで、より多くの地域のお客さまへリーズナブルな保険料やインターネット完結のスムーズな保険加入体験を提供するとともに、国家戦略である地方創生にも貢献しています。



DX 推進による満足度の向上

SBI損保は革新的な事業を創造するSBIグループの一員として、「テクノロジーの力で新たな価値を創造する」ことを経営方針の1つに掲げ、デジタルテクノロジーを活用したDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進により業務の効率化・高度化を図ると同時に、新しい顧客体験を提供しています。特に技術発展が著しいAI分野については、部門やグループ会社の枠を超えた知見共有とデータ連携を通じて、全従業員がAIを前提に自らビジネスを革新することを目指し、2025年度にはCAIO(Chief AI Officer:最高AI責任者)およびAIアンバサダーを配置し、グループ内連携およびAIの自走化を推進しています。

◆降電アラートの配信を通じた降電被害の軽減

気候変動などを背景に雹災害が頻発化・激甚化し、お車が損傷するケースが多発する一方、局所的かつ短期的に発生する雹は予測が難しく、事前の対策が難しいとされてきました。SBI損保は、気象ビッグデータと自動車保険における過去の雹災害データをもとに、ダイレクト型損保初となる雹災害の発生予測モデルの独自開発を行いました。降電が予測される地域にお住まいのご契約者さまに対してあらかじめアラートを配信することで、屋根付き駐車場への移動や雹対策用ボディカバーの使用などにつなげていただくことを可能にし、防災・減災に貢献します。



◆生成AIを搭載したリアルタイムテキスト化ツール活用による業務効率化および働きやすさ向上を目的としたPoCの実施



SBI損保のコンタクトセンターおよび損害サービスセンターにおいて、丸紅情報システムズ株式会社が提供する、生成AIを備えた通話音声テキスト化・文章要約ツール「MSYS Omnis」を用いた概念実証(Proof of Concept: PoC)を開始いたしました。今回のPoCは、電話対応業務の迅速化・効率化および応対品質の向上、さらに社員が働きやすい環境・体制づくりを目的として実施するものです。従来オペレーターが終話後に手作業で行っていた後処理業務の簡略化・標準化や、通話内容に関連する社内マニュアルの自動表示を通じて、業務効率化やオペレーターの負担軽減、応対品質の一層の向上を図ります。

◆生成AIを活用したオペレーター業務の効率化および顧客満足度分析を目的としたPoCの実施



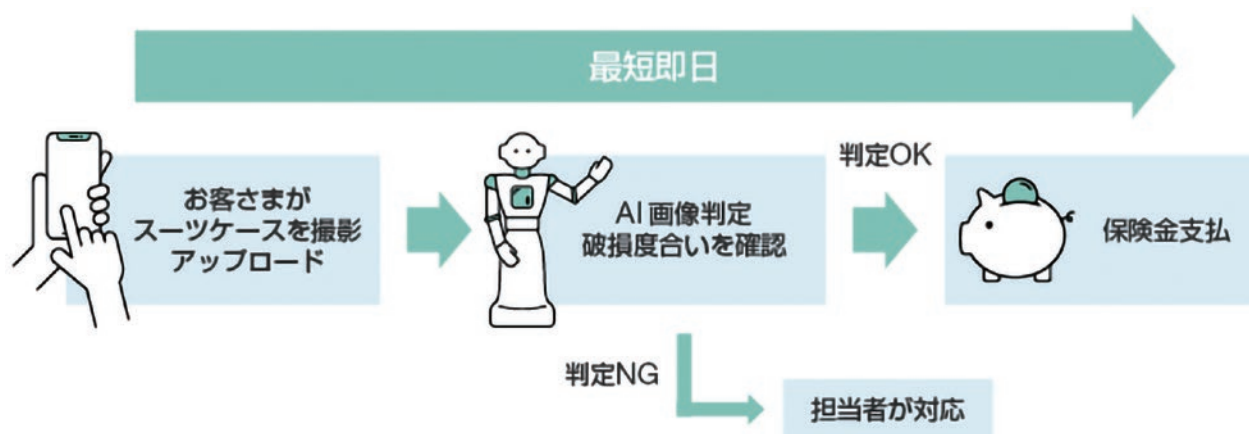
SBI損保



事故受付業務において、アルティウスリンク株式会社が提供する音声認識機能や生成AIを搭載したクラウドベースのプラットフォーム「Altius ONE for Support」を導入し、オペレーターが終話後に行う記録作業等にかかる時間の短縮、VoC (Voice of Customer: お客さまの声) と満足度の相関分析、VoCからの商品・サービス改善要望抽出の3分野において有効性を検証する概念実証 (PoC) を実施いたしました。特に音声認識を活用した会話内容の要約・文章生成機能の活用では、新オペレーターの作業時間が最大で51%削減されたほか、生成AIによる満足度分析を通じて満足・不満足の原因が提示されたことでサービス品質改善に向けたアプローチを検討しやすくなる効果が見られました。

◆「SBI損保の海外旅行保険」におけるスーツケース破損保険金支払へのAI導入

「SBI損保の海外旅行保険」のご契約者さま向けに、「スーツケース破損保険金自動支払いサービス」の提供を開始いたしました。本サービスでは、お客さまに破損したスーツケースの画像を撮影いただき、AIが破損の状態を自動で判定し支払処理を進めることで、最短即日の保険金支払を実現しています。また、保険料のお支払方法にPayPay、楽天ペイ、d払い、auPAY、auPAY (auかんたん決済) を追加し、より一層お手軽に海外旅行保険にご加入いただけるようになりました。



サステナビリティ

SBI損保は「企業は社会の一構成要素であり、社会に帰属しているからこそ存続できる」という考えのもと、本業の事業活動を通じて社会の維持・発展に寄与するとともに、持続可能な社会の実現に向け、より直接的な社会貢献活動にも取り組んでいます。

豊かで健康的な社会の実現

◆東京ヤクルトスワローズとオフィシャルスポンサー契約を締結

チームスローガン「燕心全開(エンジンぜんかい)」のもと、チームとファンが共に挑戦を続ける姿勢に共鳴し、2026年シーズンから株式会社ヤクルト球団(チーム名:東京ヤクルトスワローズ)とオフィシャルスポンサー契約を締結いたしました。当社もチームと一丸となって大会を盛り上げ、歩みを進めるとともに、スポーツを通じた地域活性化や人々の健康増進にも寄与してまいります。



©ヤクルト球団

◆バレエ「くるみ割り人形」公演への児童招待

子どもたちの感受性や想像力を育むと同時に、夢や未来を広げてほしいという思いから、公益財団法人SBI子ども希望財団、一般財団法人牧阿佐美バレエ団と協力し、児童養護施設の子どもたちを「くるみ割り人形」のクリスマス公演に招待しています。また、虐待を受けるなど厳しい環境に置かれた子どもたちの福祉向上を目的としたより直接的な支援として、バレエ公演会場で社員とその家族による募金活動も実施しています。



◆官民連携で事故のない社会を目指す

SBI損保は、保険会社には事故やリスクを減らすこと、被害そのものが少ない社会の実現に貢献することも求められていると考えています。特に自転車関連事故率の高い薄暮時間帯の事故防止に向け、視認性の高い反射材キーホルダーを大分東警察署に1,000個寄贈いたしました。反射材キーホルダーは地域の皆さまが日々安全に過ごせるようお願いを込めて「お守り」の形にデザインしています。そのうち300個は、地元スタジアムで行われたJリーグの試合で、交通安全ルールやマナーを伝える啓発フライヤーとともに、SBI損保の社員が来場者に手渡しました。また、試合会場ではパトカーと事故処理車の展示コーナーも設け、より身近に交通安全を意識していただく機会となりました。



将来を担う世代への支援

◆エコノミクス甲子園 地方大会主催

子どもたちに楽しみながら金融経済に触れる機会を提供することは、自身のライフスタイルやお金との関わり方を考えるきっかけとなり、より良い暮らしや自分らしい生活を主体的に選択することを後押しするという認識のもと、認定NPO法人 金融知力普及協会が高校生の金融リテラシー向上のために開催する全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」の地方大会を2022年から主催しています。



◆教員の民間企業研修への協力

教員の皆さまに保険や金融について理解いただき、子どもたちの金融教育の促進につなげていただくことを目的に、小・中・高等学校に勤める教員を対象とした「教員の民間企業研修(主催:一般社団法人 経済広報センター)」に協力しています。研修では、リスクへの備えを主体的に考える力を育むカードゲーム教材を活用し、実践的に保険やリスクマネジメントについて学んでもらうとともに、生成AIの活用や顧客対応など、さまざまな側面から企業活動に関する理解を深めていただいています。



多様な人材が認め合う社会のダイバシティ推進

◆ピンクリボン推進

女性の9人に1人が罹患すると言われていて一方で、定期検診とセルフチェックの習慣による早期発見・早期治療による治癒率が高い乳がんについて、正しい知識や定期検診の重要性を伝えるピンクリボン運動に賛同しています。2024年4月からは認定NPO法人J.POSHのオフィシャルサポーターとして、社内外向けに定期的・継続的な情報発信や啓発グッズ購入を通じた乳がん患者サポート活動資金の支援を社内外で展開しています。そのほか、NPO法人エンパワリング ブレストキャンサーが実施するセミナーへの協力なども行っています。



◆聴覚障害啓発の実施

株式会社朝日新聞社が主催するサステナブルライフスタイルイベント「GOOD LIFE フェア」において、来場したろう者・難聴者と聴者との会話を手話通訳者がビデオ通話を通じてリアルタイムで通訳する「遠隔手話通訳サービス(提供:株式会社プラスヴォイス)」の提供に2024年から協賛しています。また、ろう者・難聴者と聴者が互いに尊重しあいながら多様なライフスタイルを理解し、ともに生きていくことを目指し、会場で聴覚障害や手話に関する啓発活動を実施しています。



◆東京2025デフリンピックへの協賛(サッカーゲームズスポンサー)

「誰もが個性を活かし力を発揮できる」共生社会の実現」という大会ビジョンに賛同し、大会をきっかけにデフスポーツに関心を持っていただくこと、観戦を通じてその特徴を知ってもらうこと、さらには互いを認め尊重しあう社会の実現につなげたいという思いのもと、サッカーゲームズスポンサーとして東京2025デフリンピックを盛り上げました。大会中には、聞こえない・聞こえにくい人たちが困難なく生活を送れるようにするための工夫「情報保障」に関する啓発活動を展開し、大会で導入されていた目で情報を得るための工夫やデフアスリートの応援方法などを紹介する特設サイトの制作や、オリジナルグッズの配布を行いました。



環境問題への取り組み

◆宮城県で森づくりイベントを実施

環境を守り子どもたちに豊かな自然を手渡したいという思いから、株式会社東日本放送がSDGs支援を目指して推進する「グリーンキャンペーン」に賛同しています。同社が整備する宮城県有林「ぐりりの森」で開催した森づくりイベントでは、地域の親子50名を招待し、自然の大切さや魅力を実感しながら環境問題への関心を育むきっかけにしようことを目的に、自然観察やネイチャークラフト体験を実施しました。また、SBI損保の社員とその家族も活動に参加し、子どもたちが安全に自然と触れ合える環境の整備を通じて、環境保護活動の大切さや災害に強い森づくりの重要性についての認識を深めました。



◆持続可能な資源の活用に向けて

当社では、これまで紙で作成・管理していた調査レポートや会議資料の電子化を進めています。また、各種帳票や封筒、社内コピー用紙は、森林や労働者の権利を守りながら適切に生産されたFSC認証紙に切り替えています。森林資源の保護や環境負荷の低減を支援するため、再生産可能なベジタブルインクの積極的な使用や、石灰石を原料とするLIMEX製の名刺の採用にも取り組んでいます。さらに、保険証券の不発行による紙削減にご協力いただいたお客さまには保険料割引を実施するなど、環境配慮の輪を社外にも広げています。



◆社員啓発

地球温暖化をはじめとする環境問題への対応を全社員で取り組むべき重要な課題ととらえ、定期的な啓発活動を推進しています。毎年全役職員が受講する社内研修では、地球温暖化の現状を認識させるだけでなく、買い物時のエコバッグ利用や環境配慮型製品の選択など、私たち一人ひとりに具体的にできる取り組みまで周知しています。また、グループとして実施しているGHG排出量削減に向けた取り組みについても言及しています。

損害保険業界としての取り組み

SBI損保は、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、損害保険の普及啓発・理解促進活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs(Sustainable Development Goals)の達成にも貢献しています。また、事故、災害ならびに犯罪の防止・軽減に向けた社会貢献活動にも取り組んでいます。

◆損害保険リテラシーの向上

国民一人ひとりがより自立的で、安心かつ豊かな生活を実現するためには、損害保険に関する金融リテラシー(「損害保険リテラシー」)は欠かせない生活スキルの一つです。消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険の仕組みや役割を理解したうえで、適切かつ有効に活用いただけるよう、「損害保険リテラシー」の向上に取り組んでいます。

<「生活スキルとして最低限身に着ける金融リテラシー」>

金融経済教育研究会(事務局:金融庁)は、保険商品に関する「生活スキルとして最低限身に着ける金融リテラシー」として以下を掲げています。

- ①自分にとって保険でカバーすべき事象(死亡・疾病・火災等)が何かの理解
- ②カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

消費者の皆さまに損害保険を理解いただくための取り組みとして、損保協会ホームページや講師派遣活動などを通じて、損害保険に関する各種情報を発信しています。

◆住宅修理業者やロードサービス業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険が使える」等と勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが急増しています。また、自動車の故障時に、インターネット広告に表示されたロードサービス業者に対処を依頼したところ、事前に説明のなかった高額な費用を請求されるといった消費者トラブルも増加しています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、関係省庁等の協力を得て注意喚起チラシを作成したり、トラブルを認知いただくための動画を作成し損保協会ホームページで公開したりするなど、消費者の皆さまへ注意を呼びかけています。



住宅修理業者との
トラブルに関する
注意喚起チラシの作成



業者とのトラブルの
認知拡大を目的とした
動画・Webバナーの作成



ロードサービス業者との
トラブルに関する
注意喚起チラシの作成

◆地域の防災力、消防力強化への取り組み

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。これまでの寄贈台数は3,531台※となっています。

※1952～2025年度までの累計、軽消防自動車以外の消防資機材も含んだ総数。



◆自賠責保険の普及・啓発

自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、新聞・インターネット・ポスターなどの広告を通じた「自賠責保険広報活動」を1966年から実施しています。



◆交通安全啓発活動

ポスターの配布や映像コンテンツの公開等、各種情報発信を通じて交通安全啓発に取り組んでいます。



交差点事故
防止活動



自転車事故
防止活動



高齢者の交通事故
防止活動

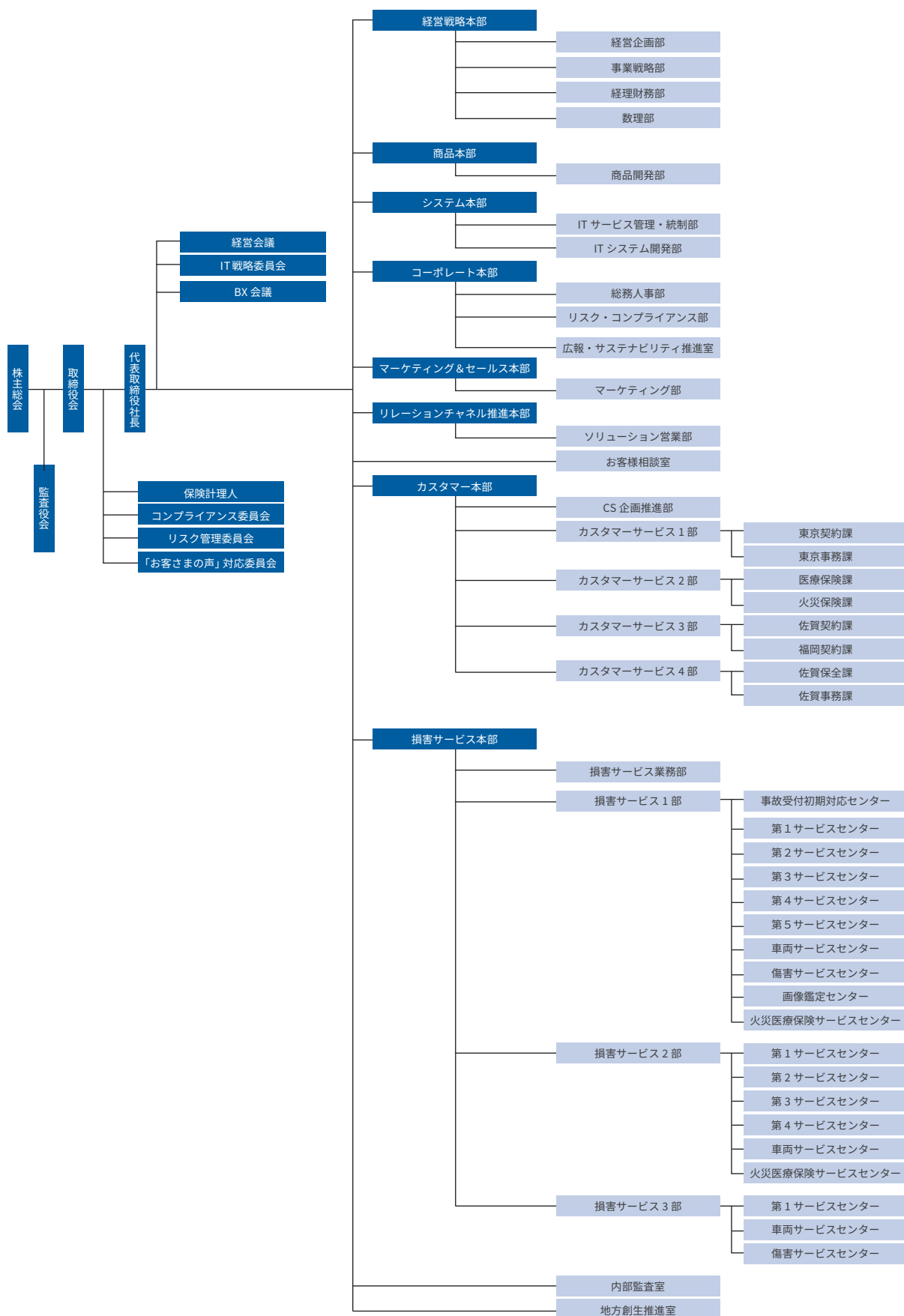


飲酒運転
防止活動

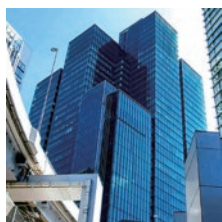


後部座席シートベルト
着用推進

SBI 損保の組織体制

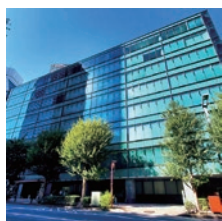


SBI 損保の事業拠点



本店

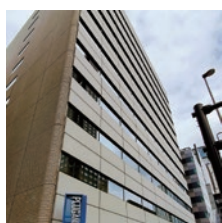
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー16階



新宿オフィス

東日本コンタクトセンター

東京都新宿区西新宿4-33-4 住友不動産西新宿ビル4号館3階



渋谷オフィス

東京損害サービスセンター

東京都渋谷区道玄坂1-10-8 渋谷道玄坂東急ビル4階・5階・7階



大阪オフィス

大阪損害サービスセンター

大阪府大阪市北区中之島3-2-18 住友中之島ビル3階



仙台オフィス

仙台損害サービスセンター

宮城県仙台市宮城野区榴岡2-4-22 仙台東口ビル9階



福岡オフィス

西日本コンタクトセンター福岡サテライト

福岡損害サービスセンター

福岡県福岡市中央区大名1-4-1 NDビル7階



鳥栖オフィス

西日本コンタクトセンター

佐賀県鳥栖市本鳥栖町537-1 フレスポ鳥栖2階

SBIグループについて

SBIグループ

SBIグループは、日本のインターネット金融のパイオニアとして、1999年に産声をあげました。銀行事業（SBI新生銀行等）・証券事業（SBI証券等）・保険事業（SBI損保・SBI生命等）を中心とする「金融サービス事業」に加え、「資産運用事業」、「PE投資事業」から「暗号資産事業」、バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業やWeb3関連事業を含む「次世代事業」まで「金融を核に金融を超える」幅広い分野で相互にシナジーを追求することで成長を遂げ、世界でもユニークな企業生態系を構築してきました。2026年3月末において、グループの顧客基盤は8,256万件、収益は1兆8,966億円に上る総合金融グループに成長しました。

SBIグループは、創業以来「顧客中心主義」を掲げ、常に時流をいち早く捉えた事業展開を行うとともに、グループ外の企業とも積極的に連携する「オープン・アライアンス戦略」を推進しています。近年では、AIやブロックチェーン技術の活用を推進するとともに、メディア領域へも事業を拡大しています。また、「地方創生」の実現に向けて、SBI新生銀行を中核とした地域金融機関との連携を通じ、「第4のメガバンク構想」の具現化を加速しています。

SBIグループの主な企業

■ 金融サービス事業



■ 資産運用事業



■ PE投資事業



■ 暗号資産事業



■ 次世代事業



SBIグループの5つの経営理念

- ・正しい倫理的価値観を持つ
- ・金融イノベーターたれ
- ・新産業クリエイターを目指す
- ・セルフエボリューションの継続
- ・社会的責任を全うする



SBI インシュアランスグループ

SBIインシュアランスグループは、SBI損保、SBI生命、SBIいきいき少短、SBI日本少短、SBIリスタ少短、SBIプリズム少短、SBI常口セーフティ少短、SBIペット少短の8社が一体となって総合的な保険事業を展開する、SBIグループの保険部門です。持株会社であるSBIインシュアランスグループ株式会社は、2018年に東証マザーズ（現グロース市場）に上場しました。

SBIインシュアランスグループでは、各社がそれぞれ特徴ある商品を展開するとともに、独自の販売チャネルを構築しています。グループ横断的な施策に加え、グループ外企業とのアライアンスを通じて顧客接点の拡大および認知度の向上を図り、各社の異なる顧客基盤を活用した販路拡大と新たなマーケットの開拓に取り組んでいます。また、AI導入を前提とした業務プロセスの再構築を進めるとともに、AIとビッグデータの活用やブロックチェーン技術をグループ横断的に採用し、サービスおよびオペレーションの高度化を推進しています。こうした取り組みに加え、革新的な商品開発や新分野開拓を目的としたニッチ戦略を通じ、競争力強化と持続的な成長を図っています。

SBIインシュアランスグループの保有契約件数は約320万件となり、証券部門、銀行部門とともに、SBIグループの中核事業としてグループを支えています。SBI損保はSBIインシュアランスグループのけん引役として、さらなる業容拡大に努めています。

SBI インシュアランスグループの全体像



SBI 損保の経営について

代表的な経営指標

直近の 2 事業年度における代表的な経営指標

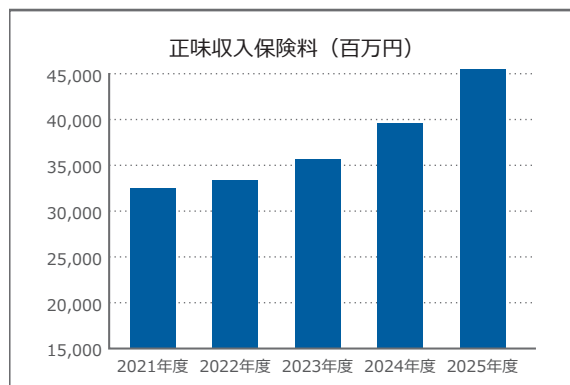
項目	2024年度	2025年度	指標の解説
元受正味保険料	57,737百万円	64,556百万円	ご契約者さまからお預かりした保険料から諸返戻金を控除した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。
正味収入保険料	39,566百万円	45,551百万円	ご契約者さまからお預かりした保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。 正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－出再正味保険料
正味損害率	73.3%	73.3%	正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味損害率(%)＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料×100
正味事業費率	17.9%	16.4%	正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味事業費率(%)＝(保険引受に係る営業費及び一般管理費＋諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料×100
保険引受利益	896百万円	1,505百万円	正味収入保険料等の「保険引受収益」から、保険金・損害調査費等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠責保険などに係る法人税相当額等)を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。 保険引受利益(損失)＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支
経常利益	1,392百万円	2,103百万円	正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益等の「経常収益」から、正味支払保険金、有価証券売却損、営業費及び一般管理費等の「経常費用」を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
当期純利益	1,212百万円	1,706百万円	経常利益(経常損失)に特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額等を加減したもので、保険会社の最終的な利益(損失)を示すものです。
単体ベースの ソルベンシー・ マージン比率	-	-	(注)
総資産額	66,483百万円	72,156百万円	損害保険会社が保有する現金・有価証券・貸付金等の資産の総額で、貸借対照表上の「資産の部合計」であり、損害保険会社の資産規模を示すものです。
純資産額	14,467百万円	15,751百万円	損害保険会社が保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、貸借対照表上の「純資産の部合計」で、損害保険会社の担保力を示します。
その他有価証券 評価差額金	△2,322百万円	△1,907百万円	「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」等により、有価証券等を売買目的、満期保有目的、子会社株式及び関連会社株式、責任準備金対応債券、その他有価証券に保有目的で分類します。その他有価証券評価差額金は、その他有価証券の時価と取得原価の差額(いわゆる含み損益)から法人税等相当額を控除したものです。
不良債権の状況	-	-	「保険業法に基づく債権の状況」により、貸付金や貸付有価証券等の債権を債務者の財政状態や経営成績等をもとに、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸付条件緩和債権、正常債権の5つに区分したものです。 なお、正常債権以外の債権はありません。

(注) 「単体ベースのソルベンシー・マージン比率」につきましては、算出後速やかにWebサイト上にて開示いたします。

(開示予定時期:2026年10月末)

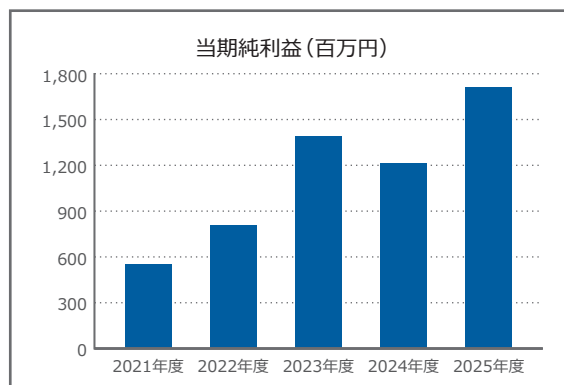
2025年度の代表的な経営指標

正味収入保険料



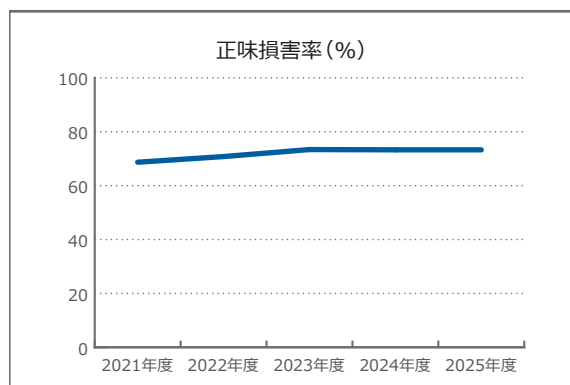
455 億円

当期純利益



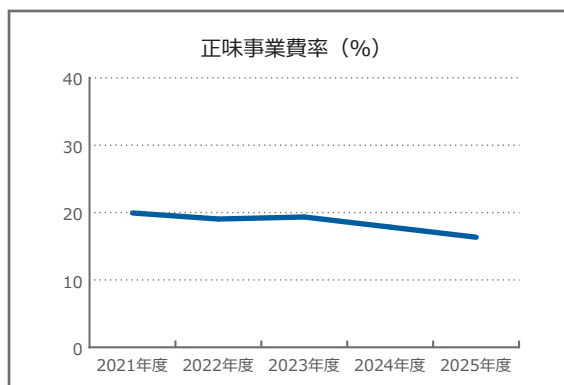
17 億円

正味損害率



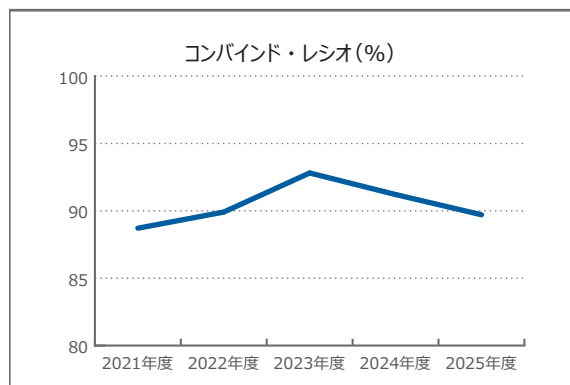
73.3%

正味事業費率



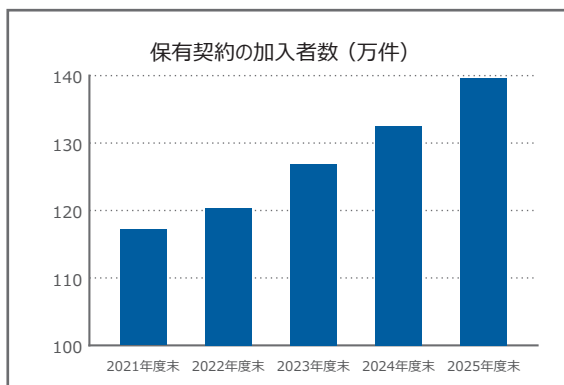
16.4%

コンバインド・レシオ



89.7%

保有契約の加入者数



139.7 万件

* 自動車保険・火災保険・がん保険の保有契約の加入者数です。
団体がん保険の被保険者数を含みます。

2025 年度の事業概況

◆ 業績の概況

当年度の業績は、保険引受収益が 45,577 百万円、資産運用収益が 1,186 百万円、その他経常収益が 54 百万円となり、これらを合計した経常収益は 46,819 百万円となりました。

また、保険引受費用が 32,149 百万円、資産運用費用が 550 百万円、営業費及び一般管理費が 12,007 百万円、その他経常費用が 8 百万円となり、これらを合計した経常費用は 44,715 百万円となりました。この結果、経常利益は 2,103 百万円、当期純利益は 1,706 百万円となりました。

◆ 保険引受の概況

損害保険会社の売上規模を示す指標として用いられる元受正味保険料は、前年度に比べ 11.8% 増加して 64,556 百万円、正味収入保険料は前年度に比べ 15.1% 増加して 45,551 百万円となりました。保険引受費用のうち、正味支払保険金は 28,890 百万円、損害調査費は 4,510 百万円となった結果、正味損害率は 73.3% となりました。

また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は 11,923 百万円、諸手数料及び集金費は△ 4,472 百万円となった結果、正味事業費率は 16.4% となりました。

これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額などを加減した保険引受利益は、1,505 百万円となりました。

◆ 資産運用の概況

当年度の総資産は前年度に比べ 8.5% 増加して 72,156 百万円、運用資産は前年度に比べ 8.0% 増加して 53,791 百万円となりました。運用資産のうち 12,246 百万円を銀行預金、499 百万円を買入金銭債権、241 百万円を金銭の信託、40,573 百万円を有価証券で運用しており、当年度の利息及び配当金収入は 629 百万円となりました。

◆ 対処すべき課題

2023 年度からの中期 5 か年経営計画において、(1) 自動車保険の収益性の向上と収益源の多角化 (2) 急激な成長の過程で顕れた組織の肥大化と業務非効率性の改善 (3) 会社視点の CS からお客さま視点の CX への転換の推進の 3 つを経営課題と位置付けました。これらの経営課題に対処するため基本戦略 ACT05 を推し進め、確実かつ持続可能なオーガニックグロースと飛躍に向けたチャレンジとの両方向のさらなる成長を目指します。

◆ 2025 年度の決算の仕組み

(単位：百万円)

経常収益		46,819	—	経常費用		44,715
	保険引受収益	45,577			保険引受費用	32,149
	資産運用収益	1,186			資産運用費用	550
	その他経常収益	54			営業費及び一般管理費	12,007
					その他経常費用	8
経常利益						2,103
			—			
特別損失						40
			—			
法人税及び住民税、法人税等調整額						357
当期純利益						1,706

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス態勢

当社は機動的な意思決定機能および業務遂行や財務の健全性のチェックなど事業運営に対する監督機能を確保するために、以下の態勢を構築しています。

1 取締役会

2026年6月末日現在、株主総会にて選任された8名の取締役からなる取締役会を設置しています。経営に関する重要事項の意思決定および業務執行の監督を行います。原則月1度の定例取締役会に加え、必要に応じて適時臨時取締役会を開催しています。

2 監査役会

2026年6月末日現在、株主総会にて選任された3名の社外監査役からなる監査役会を設置し定期的に監査役会を開催しています。取締役会や各種委員会に出席し適時有益な意見を述べるなど、取締役の業務執行の監査ならびに当社の業務および財産の状況について独立した見地から監督しています。

3 経営会議

取締役会にて決定された経営の基本方針などに従い、業務執行について協議する経営会議を設置しています。

4 コンプライアンス委員会・リスク管理委員会

コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置しています。コンプライアンスに係る課題について具体的な取組計画を策定、推進し、またリスク管理方針や遵守状

況を点検・管理することにより、事業運営の監督機能の強化および経営の健全性の向上を図っています。
詳細は 26 ～ 31 ページをご参照ください。

5 「お客さまの声」対応委員会

お客様の声を真摯に受けとめ、サービスの向上を図るために2か月ごとに「お客様の声」対応委員会を開催しています。苦情やお問い合わせなどお客様の声を綿密に分析し、商品やサービスに反映することにより顧客満足度の向上を図っています。

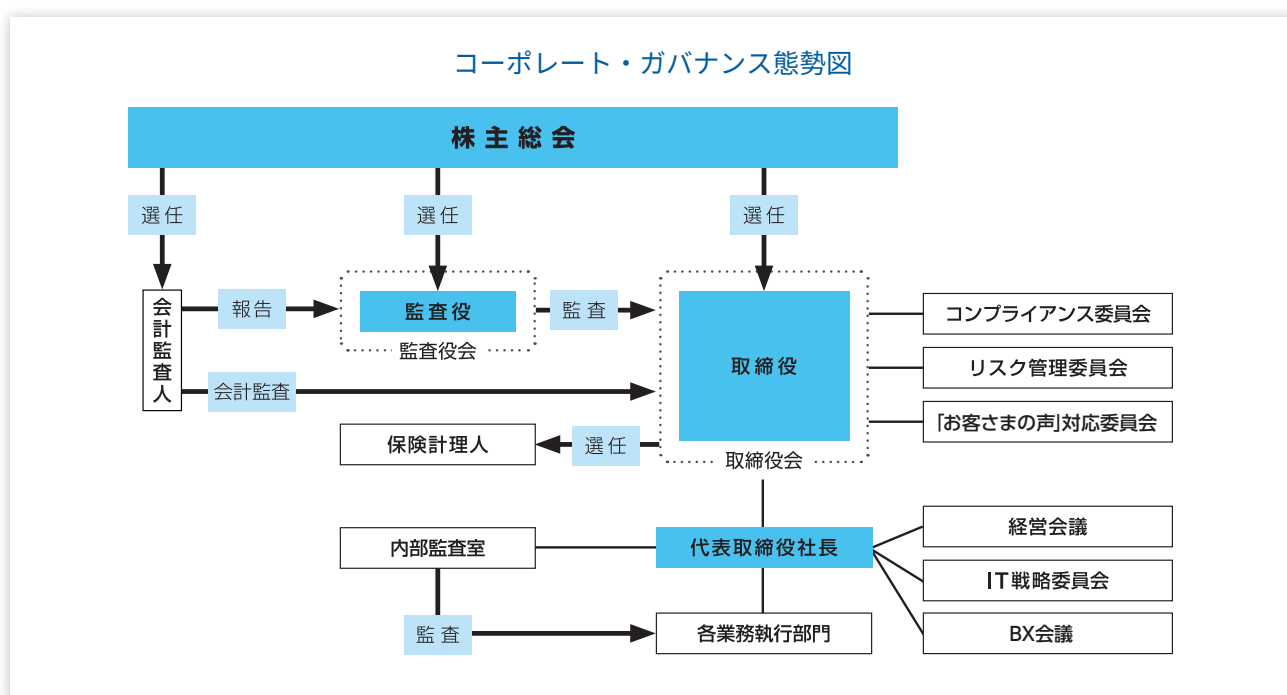
詳細は52～56ページをご参照ください。

6 IT 戦略委員会

IT 戦略を協議する IT 戦略委員会を設置し、IT 戦略および計画の立案、ならびに IT 関連の各種案件の検討を経営戦略、業務改善、投資効果およびリスク等の多角的観点から総合的に行っています。

7 BX 会議

BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）を推進し、収益性改善および企業価値の向上を図るため BX 会議（ビジネストラנסフォーメーション会議）を設置しています。



内部統制システムの構築

当社では、2007年6月27日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を策定しました。また、年1回の自己点検の実施とその結果の取締役会への報告により、統制状況の整備とその適切な運用に努めております。

内部統制システムに関する基本方針

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の属する企業集団の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。
- (2) 当社の取締役及び使用人は当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録（以下「文書等」という）に記載又は記録して保存し、管理するものとする。
- (2) 文書等は、取締役又は監査役が、常時閲覧できるものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、当社の業務執行及び当社の属する企業集団の経営理念・ビジョンの推進の妨げとなるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するものとする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役間の権限分掌を適切に定めることによって、効率的な職務の執行を行う体制を構築するものとする。

5 当社、親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社であるSBIインシュアランスグループ株式会社の監査役及び内部監査部門の監査を受けるとともに、当社の内部管理統括責任者と親会社のコンプライアンス担当取締役が情報交換をする機会を設けることによって、課題及び問題の把握に努めるものとする。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを検討する。

7 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人を置く場合は、補助使用人の異動・評価について、監査役会の同意を得ることとする。

8 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人を置く場合、監査役の職務の補助に関する指揮命令権は、監査役に属するものとする。

9 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、次の事項を知ったときは、監査役に報告するものとする。
 - ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ② 重大な法令・定款違反
 - ③ その他取締役及び使用人が重要と判断する事項
- (2) 当社は、前項の報告のための情報システムを整備するものとする。

10 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前条に基づき監査役への報告を行った取締役及び使用人は、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

11 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務について、費用の前払、支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還、又は負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じるものとする。

12 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と随時会合を持ち、経営上の課題及び問題点にかかる情報共有を図るものとする。

13 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図るなど、反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備を推進するものとする。

内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

1 取締役会

当社は、株主総会にて選任された取締役からなる取締役会を設置しており、2025年度は12回の定例取締役会を開催しました。

2 監査役会

当社は、株主総会にて選任された監査役からなる監査役会を設置しており、2025年度は13回の監査役会を開催しました。

なお、監査役は、取締役会に出席するとともに代表取締役や内部監査室と随時会合を持ち、経営上の課題および問題点に係る情報共有を図っています。

3 経営会議

当社は、取締役会で決定された経営の基本方針などに従い業務執行について協議する経営会議を設置しており、2025年度は12回の経営会議を開催しました。

4 コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに係る課題について具体的な取組計画を策定し、これを管理・実行することによって当社のコンプライアンスを推進することを目的として、コンプライアンス委員会を設置しており、2025年度は12回のコンプライアンス委員会を開催しました。

5 リスク管理委員会

当社は、リスク管理に係る基本方針および各リスク管理規程について審議し、その遵守状況を点検・管理することにより、リスク管理および統合的リスク管理の高度化と実効性を確保することを目的として、リスク管理委員会を設置しており、2025年度は12回のリスク管理委員会を開催しました。

社外・社内の監査・検査体制

当社は、保険業法第129条および同法第305条の定めにより、金融庁の検査および財務省財務局の検査を受けることになっています。

社外の監査としては、会社法第436条第2項第1号の規程に基づき、計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書およびその附属明細書）について、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けています。社内の監査としては、監査役が行う会社法上の監査に加え、代表取締役社長の直轄部門として被監査部門から独立した立場の内部監査室を設置し、各部門が保有する各種リスクを踏まえた業務遂行状況の適正性・実効性を検証・評価し被監査部門および取締役会に実効的な業務改善の提言を行っています。

リスク管理

リスク管理態勢の整備

当社はリスク管理を経営上の最重要課題の一つと位置付け、リスクの正確な把握・分析評価と適切な管理・運営に努め、経営の安全性等の確保を図っています。

1 基本方針

当社は、財務の健全性および業務の適切性を確保し、保険契約上の責務を確実に履行することを目的として、当社を取り巻くさまざまなリスクを総体的に把握し、かつリスクの特性等に応じた適切な方法で、リスクを管理する方針としています。

これを受け、当社では「リスク管理方針」を制定し、管理対象とするリスクの種類や管理態勢等について定めるとともに、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、経営目標との整合性を確保しつつこれを実施することについても明確にし、全社的にリスク管理態勢の整備・高度化を推進しています。

2 リスク管理委員会

当社では、取締役会の諮問機関として、「リスク管理委員会」を設置しています。本委員会は、当社のリスク管理統括部門であるリスク・コンプライアンス部が事務局を担当し、リスク管理上の重要課題や個別重要戦略への取組状況および資本・リスクの状況等について、リスク管理担当部室から報告を受け、必要な対策を審議・決定しています。また、リスク管理に係る基本方針・諸規程の整備等を通じて、社内のリスク管理態勢の一層の充実を図っています。

3 リスク管理担当部室

当社では、当社を取り巻くリスクの特性に応じて、そのリスクの管理を主管する部室を「リスク管理担当部室」としています。リスク管理担当部室は、自らが統括するリスクの管理方針・施策を決定するとともに、社内および外部委託先等における当該リスクの発現状況、管理態勢および改善課題への取組状況等について自己評価を実施し、それらの状況と対策等をリスク管理委員会へ定期的に報告します。

4 統合的リスク管理の推進

当社は、持続的な企業価値の向上に向け、統合的リスク管理（ERM：Enterprise Risk Management）態勢の整備を進めています。

具体的には、収益（リターン）・リスク・資本をバランスよく一体的に管理し、財務の健全性を確保しつつ、収益性や資本効率の向上を図ることとなりますが、当社ではその達成に向けたさまざまな取り組みを実施しています。その一環として、経済価値ベースでのソルベンシー評価を実施しており、基準指標となる ESR（Economic Solvency Ratio：経済価値ベースのソルベンシー比率）

を定期的に算出し、その結果や変動要因等を ORSA（Own Risk and Solvency Assessment：リスクとソルベンシーの自己評価）結果等として経営に対して報告する等の対応を実施しています。

5 主要なリスクとその管理態勢

当社では、以下を主要なリスクと位置付け、各リスクに係る規程・マニュアル等を整備することにより、適切な管理態勢の整備・運用を図っています。このうち、保険引受リスクと資産運用リスクについては、収益の源泉として特に重点的に管理するべきリスクとして認識しています。

(1) 保険引受リスク

本リスクについては、商品の改廃や保険料率の改定、引受基準の設定による適切なアンダーライティングの実施、定期的な損害率等の主要指標に関するモニタリングの実施、特定のシナリオに基づくストレステストの実施による影響度の把握とアクションプランの整備、リスクリミット管理の実施、および再保険を活用したリスクの移転等による管理を行っています。

(2) 資産運用リスク

本リスクについては、「資産運用方針」や資産運用部門が経営計画や市場動向等を踏まえて策定する「資産運用計画」等において、投資可能商品や運用限度額等を明確化し、その遵守状況をモニタリングするほか、資産の特性に応じて、金利リスク、為替リスク、株式リスクおよび信用リスク等のリスクカテゴリーごとに、主要指標に関するモニタリングの実施、各種の感応度分析を含むストレステストの実施、ロスカットルールの運用および市場 VaR 等に基づくリスクリミット管理等による管理を行っています。

(3) オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、当社の内部プロセス、人やシステムが不適切であることまたは機能しないこと等により発生するリスクをいいますが、主として以下のようリスクとなります。

①事務リスク

当社の事業運営においては、保険契約の申込み、保険料の請求、保険金等の支払い等の保険契約の管理や資金決済等をはじめとして、極めて多岐にわたる事務プロセスが存在します。そのため、当社では、手順書の整備や、事務事故が発生した場合には、その事例検証に基づく再発防止策の策定等により、本リスクの管理を行っています。

②外部委託リスク

当社においては、例えば、情報システムの開発・保守・運用、お客さまへの各種通知等の印刷、損害調査サービスおよび文書保管等のように、一部の業務を外部業者に委託しています。そのため、当社では、社内規程にて定める事前確認や審査に基づく委託契約の締結、委託後における適切な業務の遂行に係る指導や管理、そして定期的な監査の実施等により、本リスクの管理を行っています。

③流動性リスク

当社が営む保険事業においては、保険金および解約返戻金等の支払いに備え、十分な流動性を確保する必要があります。そのため、当社では、資金繰りの状況に関する定期的なモニタリングの実施や、特定のシナリオに基づくストレステストの実施による影響度の把握等により、本リスクの管理を行っています。

④システムリスク

当社は、本リスクを、保有・運用するシステムの特性に応じてシステム企画・開発リスク、システム運用リスク、情報管理リスク、建物・設備リスクおよびコンティンジェンシープランリスク等に細分化し、セキュリティポリシーに基づき適切にコントロールしています。特にコンティンジェンシープランにおいては、危機事象の規模に応じた組織的・機能的な対応により、損害を最小限に抑え、機能を迅速に復旧するための対応・報告態勢を明確にし、復旧までのロードマップを定めています。

⑤風評リスク

当社は、当社に関わる情報を適時・適切に発信または開示することを通じて経営の透明性を高めるよう努めておりますが、当社に対する否定的な風評が、マスコミ報道やインターネット上の記事・投稿等により流布した場合、それが事実に基づいたものであるか否かにかかわらず、当社の社会的信用に影響を与える可能性があるため、これら風評の早期発見に努めるとともに、風評が発生した場合には影響の極小化を図るよう対応することとしています。

⑥人的リスク

当社では、人材の採用・育成、人事労務管理および職場の安全衛生管理等という観点ごとに、当社の親会社であるSBIインシュアランスグループ株式会社の人事部門と連携した、専門性の高い人材に係る採用・配置や効率的

な人員配置のためのグループ一元管理の推進のほか、「目標管理制度」や「360度評価制度」等による公平な人事制度の運用、および時間外労働時間や休暇の取得状況に関するモニタリング等により、本リスクの管理を行っています。

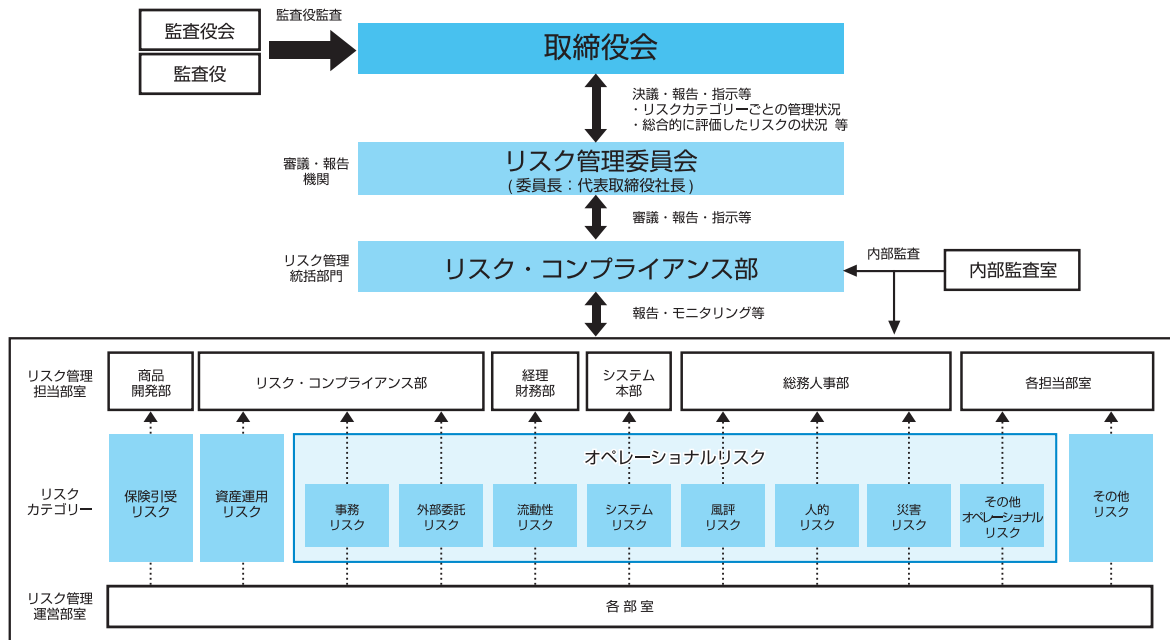
⑦災害リスク

当社は、地震・噴火・台風・水災・大雪等の大規模な自然災害、新型インフルエンザ等の感染症の大流行、電気・ガス・水道等の社会インフラの大規模な障害等の発生に備えて、事業継続計画等を策定し、これら不測の事態においても、継続的に事業を運営できる体制を整備しています。また、災害が発生した場合のより具体的な対応手順等を「地震・台風等災害対応マニュアル」に定め、定期的に実地訓練を実施しています。

(4) その他のリスク

たとえば、エマージングリスク（環境の変化等によって新たに出現するリスクをいい、今まで全く認識していなかった新しいリスクや認識はしていたものの従来に比べて程度が著しく高まったリスクのこと）のような、上記以外のリスクについても、リスク管理担当部室によってモニタリング等がなされるとともに、必要に応じて、リスク管理統括部門であるリスク・コンプライアンス部との連携やリスク管理委員会への報告がなされる等の管理態勢を整備・運用しています。

リスク管理態勢図



健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性（第三分野に係るものに限る）

がん治療費用総合保険における責任準備金積立の適切性を確保するために「ストレステスト」を実施した結果、「負債十分性テスト」については実施不要と判断いたしました。

1 ストレステスト

事故発生率が予定を超えた場合において、責任準備金が十分に積み立てられていることを主務官庁の告示に基づいたシナリオを用いた「ストレステスト」で検証した結果、がん治療費用総合保険における責任準備金の不足がないことを保険計理人が確認しています。

2 負債十分性テスト

「ストレステスト」で責任準備金積立が不足していると判断された場合、事故発生率の変動に加えて、事業費を含むがん治療費用総合保険に関する収支全体の動向の予測に基づき不足額の検証を行う「負債十分性テスト」を実施します。がん治療費用総合保険については、「ストレステスト」で責任準備金積立の十分性が確認されたため、「負債十分性テスト」は実施していません。

再保険に関する方針

当社の保険契約の保有額を適切な水準に保ち、経営の健全性を確保するため、当社は再保険を活用してリスクを適切に管理しています。

1 「出再」の方針

当社の経営の安定、契約者保護の観点から、高額損害の発生リスクおよび集積リスクを勘案して、出再を行うこととしています。広範囲にわたって被害が生じる自然災害（地震・台風等）が発生した場合には、多数の保険契約に同時に保険金支払が生じ、巨額の損失が生じるリスクがあるため、上記の方針を考慮し、必要に応じて主として超過損害額再保険を手配しています。

再保険の出再先については、リスクの性質、収益性や安定性などを総合的に勘案して決定しています。

2 「受再」の方針

経営上支障がないと判断できる場合に限り、受再を行うことができるものとしています。なお、当社の保険引受および業務を行う上で必要なプール等への参加の場合は受再を行います。

コンプライアンス

コンプライアンス推進態勢の整備

当社はコンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと位置付け、「コンプライアンス基本方針」を定めるとともに、各種のコンプライアンス推進態勢の整備に努めています。

コンプライアンス基本方針

- 1 当社は、損害保険業の公共的使命を踏まえ、健全かつ公正な経営を旨とし、社会的信頼に積極的に応えるために、法令等遵守（コンプライアンス）の徹底をあらゆる業務運営の基本に位置付け、厳格に実践してまいります。
- 2 当社役職員は、経営理念を踏まえながら、法令・当社諸規定を遵守することはもとより、社会規範を尊重し良識ある企業活動を推進するため、以下の取り組みを行います。
 - (1) 国内外の法令および当社諸規定を遵守します。
 - (2) 顧客情報の管理には十分留意します。
 - (3) 企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動します。

1 最高倫理責任者

法令・諸規定等遵守経営の実効性を確保するために、取締役会の決議により、最高倫理責任者を任命しています。最高倫理責任者は、法令などの違反行為に関する調査命令、取締役会審議要請および社外相談窓口の設置などを行います。

2 リスク・コンプライアンス部

法令等遵守に関する事項のみならず、保険金支払などに関する審査や代理店の募集に関する指導・監査事項までを含め一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門としてリスク・コンプライアンス部を設置しています。

3 コンプライアンス委員会

コンプライアンスに係る基本方針・重要な規程の策定、コンプライアンス・プログラムの策定・進捗状況の点検管理機能などを担うコンプライアンス委員会を設置しています。

4 コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに係る具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを毎年度策定しています。全役職員・代理店に対するコンプライアンス教育・研修、顧客情報管理態勢監査・点検、代理店監査、セルフアセスメントなどをコンプライアンス・プログラムに基づき推進しています。

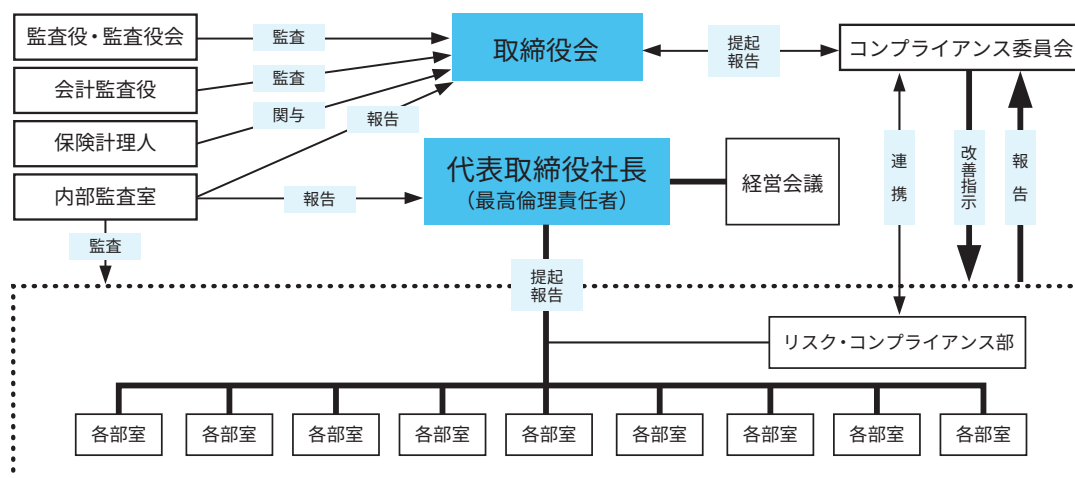
5 内部者通報制度

コンプライアンスに係る問題が発生したときまたは発生のおそれがあるときなどに、報告・相談を行う制度として内部者通報制度を設けています。

6 コンプライアンス責任者

各部室に係るコンプライアンス状況の把握・分析およびその内容をリスク・コンプライアンス部へ報告するための責任者を各部室に設けており、各責任者は所属部室においてセルフアセスメント、部署内研修・教育取組および個人情報に係る自主点検などを遂行しています。

コンプライアンス推進態勢図



反社会的勢力への対応

当社は、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務を遂行しています。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全を確保するため、および保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、下記のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を徹底します。

- 1 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係遮断に努めます。
- 2 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
- 3 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
- 4 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- 5 いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
- 6 反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

利益相反管理方針の概要

当社では以下の方針に基づく態勢を構築し、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反取引等の管理に努めています。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社または当社の親金融機関等（以下「当社グループ会社」といいます。）が行う保険関連業務、金融商品関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1 法令等の遵守

当社および当社グループ会社は、利益相反について定められた法令、指針、社内規程等を遵守します。

2 利益相反のおそれのある取引

(1) 対象となる取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、お客さまと当社または当社グループ会社、あるいはお客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまとの間で行う取引のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の特定方法と類型

当社では以下の類型に該当する取引のうち、「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かについて、利益相反管理統括部門が適切な特定を行い、お客さまの利益を不当に害することのないよう業務を管理・遂行します。

	お客さまと当社 または当社グループ会社	お客さまと当社 または当社グループ会社の他のお客さま
利害対立型	お客さまと当社または当社グループ会社の利害が対立する取引	お客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまとの利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当社または当社グループ会社が同一の対象に対して競合する取引	お客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまとが競合する取引
情報利用型	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または当社グループ会社が利益を得る取引	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または当社グループ会社の他のお客さまが利益を得る取引

3 利益相反管理方法

当社は、「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法により、またはこれらの方法を組み合わせることにより、当該取引を適切に管理します。

（なお、次に掲げる方法は具体例に過ぎず、必ずしも下記の措置が採られるとは限りません。）

- ・対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ・対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ・対象取引または当該お客さまとの取引を中止する方法
- ・対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法

（ただし、当社または当社グループ会社が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）

4 利益相反管理体制

当社は、利益相反の適切な管理を確保するため、他の部門から独立した利益相反管理統括部門を設置します。

利益相反管理統括部門は、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括するとともに、その適切性、有効性を定期的に検証し、継続的に改善を図ります。

また、利益相反管理統括部門は、当社の役職員に対して研修・教育を実施することにより、「利益相反のおそれのある取引」について周知徹底を図ります。

5 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当社および当社グループ会社です。

なお、当社は当社グループの業務の特性を考慮し、法令では規定されていない会社が行う取引についても留意するものとします。

利益相反管理の対象となる主要なグループ会社は別表のとおりです。

(別表)

株式会社 SBI 証券	SBI インシュアランスグループ株式会社
株式会社 SBI ネオトレード証券	SBI 生命保険株式会社
ジャパンネクスト証券株式会社	SBI 少短保険ホールディングス株式会社
株式会社 FOLIO	SBI いきいき少額短期保険株式会社
株式会社 SBI 新生銀行	SBI 日本少額短期保険株式会社
SBI 新生信託銀行株式会社	SBI リスタ少額短期保険株式会社
大阪デジタルエクスチェンジ株式会社	SBI プリズム少額短期保険株式会社
SBI 地銀ホールディングス株式会社	SBI 常口セーフティ少額短期保険株式会社
	SBI ペット少額短期保険株式会社

(2026 年 4 月 6 日現在)

個人情報への対応

個人情報保護

当社は、「個人情報の保護に関する法律」等に対応し、以下の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を定めています。お預かりしたお客さまの情報については、お客さまの立場に立って適正に取り扱い、安全管理措置を講じ情報漏えい防止に努めてまいります。今後も当社およびグループ会社従業員、代理店、外部委託先に対する指導、教育、監督を徹底し、お客さまの情報保護に全力をあげて取り組んでまいります。

個人情報保護方針

お客さまの情報の取り扱いに係る当社方針

お客さまからご提供いただいた個人情報は、当社の商品・サービス・情報をご提供するためになくてはならないものであり、お客さまの情報を安全に管理し適正に利用することが、当社の重要な社会的責任であると認識しております。

ここに「お客さまの情報の取り扱いに係る当社方針」を定め、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の安全管理については金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取り扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取り扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

*本方針における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

1 当社の名称・住所・代表者の氏名

当社の Web サイト (<https://www.sbisnpo.co.jp/company/profile.html>) に記載のとおりです。

2 情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。

当社は、保険見積データ、保険契約データ、保険金請求書類、お問い合わせ、アンケートなどにより、個人情報を取得します。

取得に際しましては、インターネット上でお客さまが入力した情報や、お電話や書面などでお伝えいただいた情報について、録音または記録を行うことがあります。

3 情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記 7、8 に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

利用目的は、お客さまにとって明確となるよう具体的に定め、下記のとおり Web サイトなどにより公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、Web サイトなどにより公表します。

- (1) 保険契約の申込みに係る引受けの審査、引受けおよび履行
- (2) 万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い
- (3) 当社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供

- (6) 保険契約の維持・管理
- (7) 保険制度の健全な運営
- (8) 当社が取り扱う保険商品・サービスに関する情報のご案内
- (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供
- (10) 当社または当社代理店が提供する商品・サービスなどに関するアンケートの実施
- (11) 市場調査および保険商品・金融商品・サービスの開発・研究
- (12) SBI ホールディングス株式会社、その子会社および関係会社（以下「SBI グループ企業」といいます。）ならびに当社提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内
- (13) 問い合わせ・依頼などへの対応
- (14) 他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 18 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得ることとします。

4 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- (1) 当社は、以下の場合等法令で定める場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
 - ア. 法令に基づく場合
 - イ. 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
 - ウ. SBI グループ企業との間で共同利用を行う場合（下記「7 個人情報の共同利用」をご覧ください。）
 - エ. 損害保険会社などの間で共同利用を行う場合（下記「8 情報交換制度など」をご覧ください。）
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合（個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。）には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

5 個人関連情報の第三者への提供

- (1) 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等）について確認・記録します。

6 個人データの取り扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取り扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、たとえば次のような場合に、上記個人データの取り扱いを委託しています。

※（4）については、下記 11 の個人番号および特定個人情報を含みます。

- (1) 保険契約の募集に係る業務
- (2) 損害調査に係る業務
- (3) 情報システムの保守・運用に係る業務
- (4) 個人番号関係事務に係る業務

7 個人情報の共同利用

当社は、当社が保有する（1）に記載する個人情報について、（2）に記載されている者との間で共同利用させていただくことがあります。ただし、（1）エに記載の採用応募者に関する個人情報については、（3）オに記載する目的でのみ利用させていただきます。また、金融商品取引法、保険業法、その他の関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取り扱いをいたします。

(1) 共同利用される個人情報の項目

- ア. 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他個人の属性に関する情報
- イ. お取引の履歴、ポイント情報、お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、その他のお取引に関する情報
- ウ. 顧客番号、取引番号等の管理番号など、お取引の管理に必要な情報
- エ. SBI グループ企業への採用応募者の氏名、性別、メールアドレス、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、志望動機等の採用応募者に関する情報

(2) 共同利用者の範囲

SBI グループ企業

なお、共同利用者は随時変更されることがあります。

(3) 共同利用の利用目的

- ア. SBI グループ企業が提供するサービスの会員としてサービスをご利用いただく場合
SBI グループ企業に登録された会員としてサービスをご利用いただく場合、ログイン時およびログイン後ににおける本人認証、各種画面における会員情報を自動的に表示する等、会員の利便性を向上させるため
- イ. SBI グループ企業とのお取引の遂行
SBI グループ企業に対して商品または役務の予約、購入、懸賞などの応募、その他のお取引を申し込まれた場合には、商品の配送、役務の提供、代金決済、お問い合わせへの対応、SBI グループ企業からのお問い合わせ、関連するアフターサービス、その他取引遂行にあたって必要な業務のため
- ウ. SBI グループ企業の広告宣伝またはマーケティング
 - ・ SBI グループ企業による各種メールマガジンなどの情報提供のため
 - ・ SBI グループ企業のサービスについてのメール、郵便、電話などによる情報提供のため
 - ・ 性別、年齢、居住地、趣味・嗜好などの属性または購入履歴、SBI グループ企業の運営する Web サイトの閲覧履歴などに応じて、SBI グループ企業の提供するコンテンツや広告を提供するため
 - ・ SBI グループ企業のサービスの利用状況を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善をするため
 - ・ アンケート、キャンペーン、懸賞等の抽選および賞品等の発送およびこれに関連した応募者への連絡のため
- エ. お問い合わせへの対応
SBI グループ企業に対するメール、郵送または電話などの方法によるお問い合わせに対応するため
- オ. 求人、採用
SBI グループ企業への就職をご希望のうえで履歴書、職務経歴書等の人事情報をご提出された方の個人情報は、SBI グループ企業の人事採用選考活動のため
- カ. その他業務に付随する場合
上記アからオに付随して、SBI グループ企業のサービス提供にあたって必要な利用
- キ. その他
SBI グループ企業が提供する各サービスにおいて、上記アからカ以外の目的で個人情報を利用する場合があります。その場合には、当該 SBI グループ企業が提供するサービスの Web サイト上にその旨を掲載いたします。

(4) 個人情報の管理について責任を有する者の名称

SBI ホールディングス株式会社

(<https://www.sbigroup.co.jp/company/information/profile.html>)

(5) 共同利用に関するお問い合わせ先

SBI ホールディングス株式会社 総務部

TEL : 03-6229-0100 (代表)

8 情報交換制度など

(1) 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社などとの間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細(管理責任者、共同利用する項目等)につきましては、一般社団法人日本損害保険協会の Web サイト (<https://www.sonpo.or.jp>) または損害保険料率算出機構の Web サイト (<https://www.giroj.or.jp>) をご覧ください。

(2) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用などのために、損害保険会社との間で、損害保険代理店などの従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託などのために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験などの合格者情報に係る個人データを共同利用します。詳細（管理責任者、共同利用する項目等）につきましては、一般社団法人日本損害保険協会の Web サイト (<https://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。

9 信用情報の取り扱い

当社は、保険業法施行規則第 53 条の 9 に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

10 センシティブ情報の取り扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、学研究機関等、個人情報保護法第 57 条第 1 項各号もしくは施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- ・保険会社として適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務などの遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などのセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令などに基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ・学研究目的の場合（個人情報保護法第 20 条第 2 項第 6 号に掲げる場合にセンシティブ情報を取得する場合、個人情報保護法第 18 条第 3 項第 6 号に掲げる場合にセンシティブ情報を利用する場合、または個人情報保護法第 27 条第 1 項第 7 号に掲げる場合にセンシティブ情報を第三者提供する場合）

11 特定個人情報の取り扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記 7、8 の共同利用も行いません。個人番号および特定個人情報の取り扱いについては、このほか、6、13、14、18 をご覧ください。

12 ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、当社の契約担当窓口にお問い合わせください。また、事故に関するご照会については当社の事故担当窓口にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

13 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「18 お問い合わせ窓口」までお申し出ください。当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、原則として当社所定の方式のうち、ご請求者にご選択いただいた方式で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

また、保有個人データ、個人番号、特定個人情報についてご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。

1.4 個人データの安全管理

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程などの整備および安全管理措置に係る実施体制の整備など、十分なセキュリティ対策を講じます。

個人データの安全管理措置に関しては、別途社内規程等において具体的に定めています。

1.5 仮名加工情報の取り扱い

(1) 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

(2) 仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできるかぎり特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

1.6 匿名加工情報の取り扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

1.7 Cookie 等の識別子に紐づけされた情報の取得・利用・提供

Cookie（クッキー）とは、Web サイトを閲覧した際に、Web サイトから送信されたウェブブラウザに保存されるテキスト形式の情報のことです。また、ウェブビーコンとは、ウェブページやメールに小さな画像を埋め込むことによって、お客さまがそのページやメールを閲覧した際に情報を送信する仕組みです。当社の運営するWeb サイトでは、Cookie、ウェブビーコンまたはそれに類する技術（以下「Cookie 等」といいます。）を利用して、お客さまの情報を保存・利用しています。詳細につきましてはセキュリティポリシー（<https://www.sbisnpo.co.jp/policy/security.html>）をご覧ください。当社は、Cookie 等に保存された識別子を統計的に収集・分析することができるサービスとして、Google Inc. が提供する Google Analytics を利用しております。Google Analytics の Cookie による情報収集や情報の取り扱いについて、また、Google が提供するサービスのプライバシーポリシーについては、以下の Web サイトをご確認ください。またお客さまは、オプトアウト用のブラウザアドオンにより、Google Analytics からオプトアウトすることができます。

■ Google Analytics

- Google が提供するサービスでの Cookie による情報収集や情報の取り扱いについて (<https://policies.google.com/technologies/partner-sites>)
- Google が提供するサービスのプライバシーポリシー (<https://policies.google.com/privacy>)
- Google Analytics からのオプトアウト (<https://tools.google.com/dlpage/gaoptout>)

1.8 お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取り扱いに関する苦情・ご相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報、個人番号および特定個人情報の取り扱いや保有個人データ、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報に関するご照会・ご相談は下記までお問い合わせください。

【SBI 損害保険株式会社】

電話 03-6229-0060 (本社大代表) ～所管部室をご案内します～

(受付時間：午前 9 時～午後 5 時 土・日曜日、祝日および 12/31～1/3 を除きます。)

耳や言葉の不自由な方は、「SBI 損保の手話・筆談サービス」をご利用ください。

Web サイト (<https://www.sbsonpo.co.jp/inquiry/plusvoice/>)

なお、ご契約内容のお問い合わせは SBI 損保サポートデスクへお願いいたします。

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター東京 (損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス 7 階

電話 03-3255-1470

(受付時間：午前 9 時～午後 5 時 土・日曜日、祝日および年末年始を除きます。)

Web サイト (<https://www.sonpo.or.jp>)

保険のしくみ

保険のしくみ一般

1 損害保険制度

損害保険制度とは、偶然な事故による損害を補償するために、多数の人々が統計に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができるしくみです。

このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

2 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、双務、有償契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有しています。

3 再保険

多額の保険金支払があっても経営が不安定になることがないようにするため、保険会社は保険金支払責任の一部を国内外のほかの保険会社に引き受けてもらうことによって、危険の分散を行っています。このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、ほかの保険会社に保険金支払責任を引き受けてもらうことを「出再」、引き受けることを「受再」といいます。

約款

1 保険約款の位置付け

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。

保険約款は基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々のご契約ごとの内容を補完する特約から構成されています。

保険約款には、当社とお客さまとの権利・義務に関する以下の内容が具体的に記載されています。

- ① 保険金をお支払いする場合
- ② 保険金をお支払いできない場合
- ③ 事故が起こった場合に行っていただく事項
- ④ ご契約時に告知いただく事項およびご契約後に通知いただく事項
- ⑤ ご契約が無効、取消し、解除となる場合

2 ご契約時の留意事項

保険のご契約に際しては普通保険約款および特約の内容ならびにお申込内容を十分ご確認のうえ、ご契約いただくことが必要です。もし、お申込内容のうち告知事項が事実と相違していた場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

3 保険約款に関する情報提供方法

ご契約にあたって十分にご理解いただく必要のある保険に関する重要な事項については、「契約概要」(保険商品の内容をご理解いただくための事項)、「注意喚起情報」(ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項、特にご注意ください事項)を説明した「重要事項説明書」を作成し、ご案内しています。

また、当社Webサイトにて保険約款(普通保険約款および特約)を公開しており、お申込み前・ご契約後いつでもご覧いただくことができます。

保険料

1 保険料の収受・返還

保険料（分割払の場合は初回保険料）は、ご契約と同時または定められた期日までにお支払いいただく必要があります。保険をお申込みいただき、保険期間が始まった後でも、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、原則として保険金のお支払いはできません。また、分割払のご契約においては、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険期間中に保険契約の内容の変更が生じた場合には、追加保険料の請求や保険料の返還を行うことがあります。また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を保険約款の規定に従いお返しします。ただ

し、お返しできない場合もありますので、保険約款などをご確認ください。

2 保険料率

お支払いいただく保険料は純保険料（保険金のお支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営に必要な経費に充てられる部分）から成り立っています。

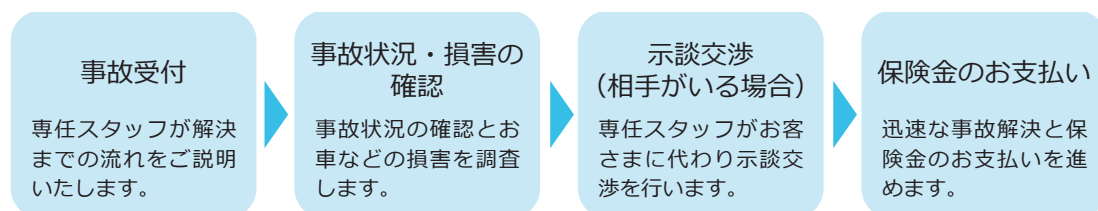
純保険料の算出根拠となる純保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。

保険金のお支払い

自動車事故や火災事故等発生のご連絡やがん診断のご連絡から、保険金のお支払いまで、当社の専任スタッフが親切・ていねいにお客さまをサポートいたします。

SBI 損保の自動車保険（総合自動車保険）

1 保険金のお支払いまでの流れ

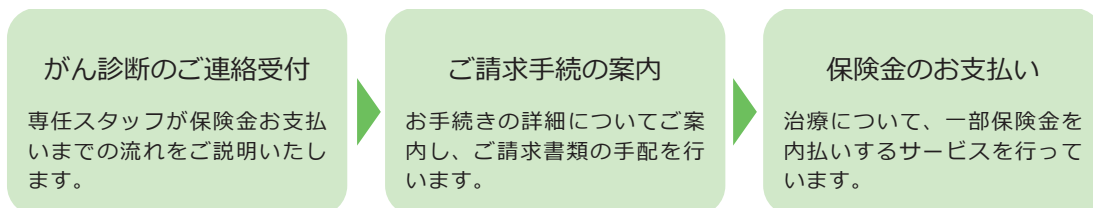


2 サービスセンター拠点

東京・大阪・仙台・福岡の損害サービスセンターが全国のお客さま対応を行います。

SBI 損保のがん保険〔自由診療タイプ〕（がん治療費用総合保険）

1 保険金のお支払いまでの流れ

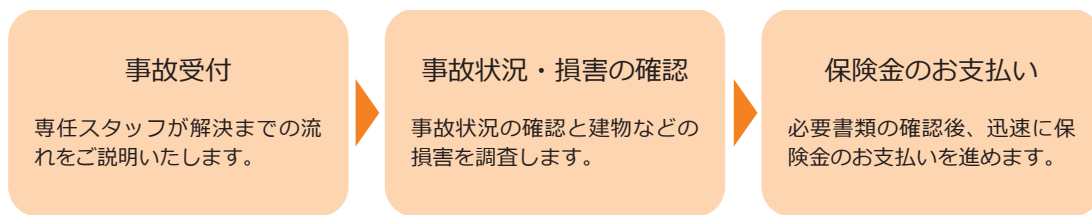


2 サービスセンター拠点

東京・大阪の火災医療保険サービスセンターが全国のお客さま対応を行います。

SBI 損保の火災保険（住まいの保険）

1 保険金のお支払いまでの流れ

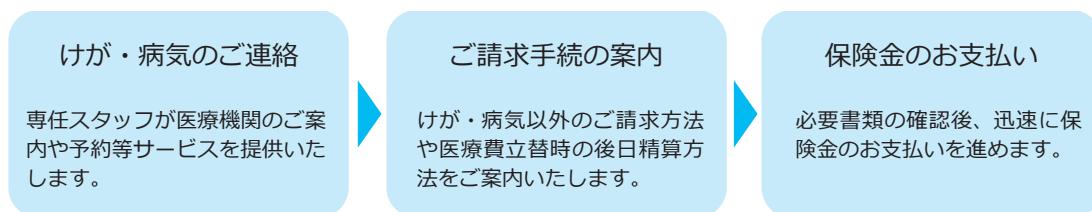


2 サービスセンター拠点

東京・大阪の火災医療保険サービスセンターが全国のお客さま対応を行います。

SBI 損保の海外旅行保険（リスク細分型特定手続用海外旅行保険）

1 保険金のお支払いまでの流れ



2 サービスセンター拠点

SBI 損保の海外旅行保険は、ジェイアイ傷害火災保険株式会社との提携商品であり、事故およびトラブル時の対応サービスは、原則としてジェイアイ傷害火災保険株式会社（t@biho サポートライン）を通じてご提供します。

募集に関して

1 契約締結のしくみ

当社では、自動車保険においては主としてインターネットを通じて、がん保険においてはインターネット・電話・DMまたは対面代理店を通じて、火災保険（地震保険を含む。以下同じ）においては主として電話を通じて、海外旅行保険においてはインターネットを通じて、保険の募集などを行っています。いずれにおきましても、ご契約の締結は当社とお客さまが直接行うこととなります。

がん保険（ただし団体契約は除きます）および火災保険については、お申込み後であっても申込日からその日を含めて8日以内であれば当社へ郵便（ハガキまたは封書）を送付（8日以内の消印有効）いただくか、当社Webサイト掲載のお申出フォームでご通知（8日以内の発信日有効）いただくことによって、お申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができます。「クーリング・オフ制度」をご利用いただくことができます。

2 契約内容の確認に関する取り組みの概要

ご契約にあたっては、十分にご理解いただく必要のある保険に関する重要な事項を記載した「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」の内容を事前にご確認いただき、その内容に同意いただく必要があります。インターネットでお申込みの場合にはお手続きの途中の画面にて、電話でお申込みの場合には書面または当社 Web サイトの画面と口頭にて、郵送（保険契約申込書など）でお申込みの場合には書面にて、ご確認をお願いしています。

また、お客さまのご意向を把握・推定したうえで個別プランを作成・提案し、その内容がお客さまのご意向と合致している

ことをご確認いただいたうえでお申込みいただきます。自動車保険、がん保険および海外旅行保険は、お申込み後に当社 Web サイトのマイページにて、ご契約内容をご確認いただくことができます。また、自動車保険において「保険証券の不発行の合意に関する特約」を付帯していないご契約ならびに、がん保険および火災保険のすべてのご契約については、保険証券（兼意向確認書）を送付いたします。

3 代理店について

(1) 代理店の役割と業務

代理店は損害保険会社との代理店委託契約に基づいて、保険会社に代わって保険募集を行い、保険契約の締結の代理または媒介を行います。保険契約の勧誘、保険商品の説明、お申込手続きの説明などに加え、お客さまを当社 Web サイトへ誘導させていただくことを主な業務としています。

(2) 代理店登録

代理店登録を行うためには、保険業法に基づき財務局への登録が必要です。また、代理店で保険の募集に従事する者は、損害保険業界共通の「損害保険募集人一般試験」に合格したうえで財務局に届出をすることになっています。

(3) 代理店教育

当社では、①商品・販売知識、②代理店事務、③コンプライアンス、④個人情報保護、を必須カリキュラムとした研修を実施するなどして、代理店の資質向上を図っています。

(4) 代理店数

当社の代理店数は、2026 年 3 月 31 日現在、全国で 235 店です。

4 当社の勧誘方針

当社は、以下の「勧誘方針」に則り、高度の専門性と職業倫理をもって、お客さまに対する誠実・公正な業務運営を実現するとともに、お客さまの最善の利益を追求してまいります。

勧誘方針

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定め、適切な商品の販売活動に努めてまいります。

- 1 保険商品などの販売に際しましては、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令などを遵守し、適正な販売を心掛けます。
- 2 お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- 3 お客さまの保険商品などに関する知識、加入目的、財産状況などを総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めてまいります。
- 4 インターネット上の情報提供、広告またはダイレクトメールなどの募集文書は、お客さまにとってわかりやすく、見やすく、そして商品の内容を正しくお伝えできるよう努めてまいります。
- 5 お電話での対応に関しましては、お客さまそれぞれの目的・ニーズをお伺いし、適切な保険商品のおすすめができるよう努めるとともに、時間帯などに十分配慮いたします。
- 6 その他、当社が委託されて商品の販売・勧誘などを行う場合には、お客さまのご都合、ご事情に応じた適切な方法で行ってまいります。
- 7 お客さまからお預かりした個人情報、その他の情報につきましては、的確な管理を行ってまいります。
- 8 保険事故が発生した場合の保険金のお支払い手続きに際しましては、迅速かつ的確に処理するよう努めてまいります。
- 9 お客さまからのご照会などにつきましては、親切・ていねいに対応するとともに、ご意見・ご要望を今後の商品開発・販売方法などの改善に活かしてまいります。

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の概要については、金融庁の Web サイト（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyohin/>）をご覧ください。

商品ラインナップ

SBI 損保の自動車保険（総合自動車保険）

◆ ネット損保ならではの納得価格

インターネットの利便性を最大限に活用し、業務の効率化とお客さまと直接お取引することにより削減されたコストを保険料に還元させ、納得の保険料でのご提供を実現しています。

◆ 合理的な保険料の算出基準

①「お車の条件」に合わせた保険料設定

車種・型式によって保険料が異なるほか、お車を業務で使用する場合やレジャーで使用する場合など、使用目的によっても保険料が異なります。たとえば、主に土日や祝日にしかお車を使用しない方は、保険料がお安くなります。

②「お客さまの条件」に合わせた保険料設定

運転者の年齢や範囲、運転免許証の色によって保険料が異なるほか、年間走行距離やノンフリート等級、お住まいの地域等によっても保険料が異なります。たとえば、ゴールド免許をお持ちの方や運転者を「ご本人」に限定される場合などは、保険料がお安くなります。

◆ 各種割引

①インターネットのお手続きによる割引

インターネットを通じて新規にご契約をお申込みいただくと保険料を 14,000 円割引きます。さらに、保険証券の発行が不要な場合は保険料を 500 円割引きますので、保険料が 14,500 円割引になります。(※ 1)

②「お車の条件」による割引

契約自動車为新車（保険始期日時点で初度登録年月・初度検査年月から49か月以内）である場合や、一定の条件に合致するセーフティ・サポートカー（ASV）である場合に保険料を割引きます。(※ 2)

※1 インターネット割引（14,000円）および証券不発行割引（500円）を適用した場合の割引額です。

※2 一部割引の対象にならないお車があります。

※3 対人賠償保険、無保険車傷害保険、自損傷害保険は、自動付帯のため除きます。

◆ 万一来るに備える充実した補償

お客さま一人ひとりのニーズに応えるため、個々の補償種類について付帯の有無や金額の設定を自由に組み合わせてご契約いただけます。(※ 3)

①相手の方への補償

・対人賠償保険

契約自動車による自動車事故により、他人（歩行者、相手の車の搭乗者の方など）を死傷させてしまい法律上の損害賠償責任を負担する場合、自賠責保険の保険金額を超える部分の保険金をお支払いします。

・対物賠償保険

契約自動車による自動車事故により、相手の車や自転車、ガードレールや街灯など他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

②ご自身・搭乗者の方への補償

・人身傷害保険

契約自動車の事故により乗車中の方が亡くなられた場合やけがをされた場合に、治療費や休業損害・逸失利益などを補償します。

・無保険車傷害保険

保険を付けていない車や補償内容が不十分な車との事故により、死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

・自損傷害保険

運転ミス等による自損事故で契約自動車に乗車中の方が死傷し、自賠責保険および人身傷害保険による補償が受けられない場合に保険金をお支払いします。

・搭乗者傷害保険

契約自動車に乗車中の方が死傷された場合、死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金などをお支払いします。

③お車の補償

・車両保険

契約自動車が、他の自動車との衝突・接触・火災などで損傷したり、盗難などに遭ったりした場合に保険金をお支払いします。

車両保険の種類は、補償範囲が広い「一般車両」と、補償範囲が一部限定された「車対車＋限定A」をご用意しています。

SBI 損保のがん保険 [自由診療タイプ] (がん治療費用総合保険)

◆ ネットを活用した割安な保険料

インターネットを活用し業務を徹底的に効率化。削減したコストを保険料に還元しました。

たとえば、男性 30 歳の場合、月払保険料は 1,071 円です。(がん診断保険金 100 万円、保険期間 5 年)

◆ 実際にかった治療費を実額補償

入院日数や通院日数に対して一定の保険金を支払うのではなく、実際にがん治療にかかった費用を、かかった分だけお支払いします。そのため、がん治療費を実質自己負担 0 円にできます。(※ 1)

さらに、がんと診断されたときには一時金 (100 万円・200 万円・300 万円・なしよりご選択可) をお支払いします。

◆ 通院治療費は最大 1,000 万円まで補償

抗がん剤治療による通院や退院後の補助療法、セカンドオピニオン外来など、通院治療費は最大 1,000 万円まで補償します。(※ 2) さらに通院日数に制限はありませんので、安心してがん治療を続けることができます。

◆ 先進医療だけでなく自由診療も補償

治療費が全額自己負担となってしまう先進医療や、国内未承認であっても海外では効果が認められている最先端医療などの自由診療についても実額で補償します。(※ 3)

◆ 医療機関への直接支払

先進医療や自由診療の費用を、当社から医療機関に直接お支払いすることが可能です。(※ 4) 高額な治療費を立て替える心配はいりません。

※ 1 公的医療保険制度にて保障されるべき金額 (保険診療で可能な診療を自由診療にて行った場合の保険診療相当分、高額療養費相当額) はお支払いの対象とはなりません。治療費等の実額を支払う他の保険契約等から保険金等が支払われた場合または優先して支払われる場合は、治療費等の実額からその額を差し引いて保険金をお支払いします。

※ 2 保険期間 (5 年) ごとに 1,000 万円まで補償となります。

※ 3 SBI 損保の支払基準を満たす診療に限りです。

※ 4 医療機関への支払いは、保険金の支払可否 (有無責) の判断後となります。また、保険料未収の場合や、医療機関によってはご利用いただけない場合があります。

SBI 損保の火災保険（住まいの保険）

◆ 自由に選べる補償内容

お客さま一人ひとりの住環境、ライフスタイル、保険料に費やせるご予算などに応じて、基本となる補償の「火災、落雷、破裂・爆発」に加え、豊富な補償ラインナップから、お客さまご自身で自由に補償内容をお選びいただくことができます。

◆ 充実のハウスサポートサービス

お住まいの水まわり、窓ガラス破損、玄関カギなどのトラブルに、24 時間対応の専門業者を手配いたします。

＊ 特殊作業に関する費用および部品代等はお客さまのご負担となります。



SBI 損保の海外旅行保険（リスク細分型特定手続用海外旅行保険）

◆ ネット専用商品ならではのリーズナブルな保険料

インターネット専用商品とすることでリーズナブルな保険料を実現しています。

◆ リスク細分により合理的な保険料を算出

旅行先・年齢別にリスクを細分化することで、0～49 歳などのリスクの低い層に対する割安な保険料を実現しています。

◆ リピーター割引

過去3年以内に「SBI 損保の海外旅行保険」をご契約いただいた方にはリピーター割引として保険料を3%割引いたします。（※1）

◆ 自分でえらべる補償内容

ベーシックタイプは14の補償項目、海外サポート充実タイプは15の補償項目からカスタマイズして補償を選ぶことができます。（※2）



◆ あんしんのサポートサービス

旅行中のトラブルのご相談、医療機関情報のご提供、医師・病院の案内・予約などのサポートを24時間365日提供いたします。

※1 所定の割引条件をすべて満たす必要があります。

※2 一部補償項目の組み合わせに制限があります。

その他法人向け商品など

◆「SBI 損保の自動車保険」法人契約

SBI 損保の法人向け自動車保険は、損害保険業界初(※)の、法人のお客さまも自動車保険のお見積り・お申込みをインターネットで完結できる商品です。

※ SBI 損保調べ。

◆「SBI 損保のがん保険」団体保険

法人のお客さまが保険契約者となり、その従業員などを被保険者としてがん治療費用を補償する企業福利厚生プランや、顧客会員組織に属する方々に対してがんに関する補償を提供する団体保険を取り扱っています。

◆ 事業者向け火災保険

法人のお客さま向けに事業用物件を対象とする火災保険を取り扱っています。

◆ 賠償責任保険

法人のお客さま向けに賠償責任保険を取り扱っています。

◆ 動産総合保険

法人のお客さま向けに動産総合保険を取り扱っています。

◆ 生活総合保険

法人のお客さま向けにその従業員などを被保険者とする生活総合保険を取り扱っています。

今後もお客さまのニーズや時代の変化に対応し、取扱商品の拡充を行っていく予定です。

グループ会社・パートナー会社との商品相互販売

当社では、SBI インシュアランスグループ各社の保険商品を相互販売するとともに、グループ外の保険会社とも販売提携を行っています。当社を通しささまざまな保険商品にご加入いただける「ワンストップ」の販売体制を構築しています。



上記は代表的なグループ会社・パートナー会社です。

商品の開発と主な改定

(2008年1月～2026年4月)

2008年	個人総合自動車保険販売開始 自動車
2010年	保険法施行に伴う各種改定 自動車
2011年	年齢条件区分の変更、主な運転者の年齢別料率の導入 自動車
2012年	後遺障害等級の変更 自動車 /がん治療費用保険販売開始 がん
2013年	ノンフリート等級制度の変更、「自転車事故補償特約」新規販売 自動車
2014年	暴力団排除条項の導入 自動車 /暴力団排除条項の導入、がん診断保険金なし販売開始 がん
2015年	クレジットカード払の要件緩和、ネットバンク決済の要件緩和、搭乗者傷害保険の医療保険金の変更など 自動車
2016年	走行距離区分の導入 自動車 /住まいの保険販売開始 火災
2018年	ASV割引の導入、「個人賠償責任危険補償特約」新規販売 自動車 がん治療費用総合保険販売開始 がん 賃貸用の共同住宅一棟全体の引受開始、「賃貸建物所有者賠償責任危険補償特約」新規販売 火災 賠償責任保険販売開始 その他
2019年	月払の販売開始 自動車 /がん治療費用保険集団取扱開始 がん /動産総合保険販売開始 その他
2020年	型式別料率クラス制度の改定 自動車 /新築割引の導入 火災 /生活総合保険販売開始 その他
2021年	がん治療費用保険をがん治療費用総合保険へ統合 がん /同性婚対応、新築割引の改定 火災 医療費用保険販売開始 その他
2022年	商品名を総合自動車保険に改定、法人の引受開始、走行距離区分の細分化など 自動車 保険期間上限を5年に変更など 火災
2023年	新車割引適用期間の拡大など 自動車 /リスク細分型特定手続用海外旅行保険販売開始 その他
2024年	築年別料率細分化、水災料率細分化、事業者向け火災保険販売開始 火災
2025年	「新車特約」販売開始 自動車
2026年	「車両無過失事故に関する特約」販売開始など 自動車

＊ 上記は保険始期年であり、募集開始年とは異なります。

各種サービス体制

突然やってくる事故や病気からお客さまをしっかりとサポートし、すべてのお客さまにご安心いただけるようなさまざまなサービスをご提供いたします。

SBI 損保の自動車保険（総合自動車保険）

◆ 24 時間 365 日事故受付

24 時間 365 日年中無休で事故受付をいたしますので、SBI 損保安心ホットラインにまずはご連絡ください。また、当社 Web サイトのお客さま専用マイページや、当社公式 LINE アカウントなどから、オンライン事故報告を行うことも可能です。

◆ SBI 損保安心ロードサービス

SBI 損保安心ロードサービスは、ご契約いただいているすべてのお車について無料でご利用いただけるサービスです。事故や故障により動かなくなったお車をレッカーで移動させるなど緊急な対応が必要となったとき、全国約 10,800 か所（2026 年 3 月末現在）のロードサービス拠点からお客さまのもとに駆け付けます。

SBI 損保安心ロードサービスは迅速かつ万全の態勢でお客さまをサポートします。

また、契約自動車に事故・故障で現地復旧できない場合に、宿泊費用や現場からのご帰宅費用などをお支払いするサポートサービスをご提供しています。

◆ SBI 損保安心ホットライン（自動車保険）

事故・ロードサービスのご連絡

24 時間 365 日受付

フリーコール 0800-2222-581

IP 電話などで上記フリーコールがつかない場合は 0570-550-627（有料）へおかけください。

◆ SBI 損保安心工場（指定修理工場）のご紹介

全国約 720 か所（2026 年 3 月末現在）の SBI 損保安心工場ネットワークが、万全の態勢でお客さまのお車のサポートを行います。お客さまのご意向・ご要望により、最寄りの SBI 損保安心工場をご紹介します。SBI 損保安心工場ではお客さまにご満足いただけるよう、お引き取り・納車の無料サービス、修理期間中の代車無料提供サービス、修理保証サービスといったさまざまなサービスをご用意しています。

◆ 安心の事故対応サービス

①専任スタッフによる示談交渉サービス

対人・対物の賠償事故が発生した場合、人身事故・物損事故それぞれにプロの専任スタッフがチームで連携して対応します。SBI 損保がお客さまに代わって示談交渉を行いますのでご安心ください。

②被害事故相談サービス

お客さまが被害にあわれた事故に関する相談についても、専任スタッフが親身に細やかなアドバイスをいたします。

◆ 迅速なお支払いのためのサービス

①保険金請求書類省略サービス

車両事故・対物事故に関しては、原則としてお電話により保険金請求の意思を確認させていただき、保険金をお支払いします。

②交通事故証明書取付代行サービス

交通事故証明書の取り付けが必要な場合、当社で取り付けいたします。

③示談書省略サービス

対物賠償事故で、お客さま・相手方双方が希望された場合、電話による確認をもって示談書を省略して保険金をお支払いします。

④診断書省略サービス

搭乗者傷害保険や自損事故保険で、ご請求金額が 10 万円以下の場合、診断書の取り付けを省略し、通院日などのご申告で保険金をお支払いします。

SBI 損保のがん保険 [自由診療タイプ] (がん治療費用総合保険)

◆ がん診断のご連絡受付

万が一、がんと診断されたときは、SBI 損保メディカルセンターへご連絡ください。

◆ SBI 損保メディカルセンター

平日 9:00 - 17:30 受付 (土日祝日・12/31-1/3 を除く)

フリーコール 0800-8880-773

IP 電話などで上記フリーコールがつかない場合は
0570-550-628 (有料) へおかけください。

◆ 医療相談サービス

SBI 損保メディカルセンターでは、医療相談サービスをご提供しています。医療相談サービスは、ご契約いただいた方にがんの疑いが発生した際や、がんと診断された際にご利用いただけるサービスです。専門医のバックアップのもと、看護師などの専門スタッフが以下の対応をいたします。

- がんに関する検査や治療法などの情報についてのご相談
 - ・全国の医療機関および専門医情報のご提供
 - ・がんに関わる専門相談窓口のご案内
 - ・療養の仕方や主治医への相談の仕方のアドバイス
- セカンドオピニオンに対応している医療機関情報のご提供
- 専門医を交えた3者間通話によるがん治療についての電話医療相談サービス

SBI 損保の火災保険 (住まいの保険)

◆ 24 時間 365 日事故受付

24 時間 365 日年中無休で事故受付をいたしますので、SBI 損保安心ホットラインにまずはご連絡ください。

◆ SBI 損保安心ホットライン (火災保険)

24 時間 365 日受付

フリーコール 0800-919-0368

IP 電話などで上記フリーコールがつかない場合は
0570-550-629 (有料) へおかけください。

◆ SBI 損保ハウスサポートサービス

SBI 損保ハウスサポートサービスは、ご契約いただいている方に、以下のような家屋にまつわるトラブルに対して 30 分程度の軽作業 (特殊作業を必要としない応急対応) を無料にて提供するサービスです。

- ・家屋内の給排水管の詰まり、水漏れなどの水まわりに関するトラブルの応急対応
- ・家屋の窓ガラス破損時に破損したガラスの処理や養生作業などの応急対応
- ・家屋内に入るためのカギの紛失または破損、閉じ込みなどのトラブルに伴う建物のカギ開け
- ・家屋内の電気設備やガス設備などの不具合によるトラブル時の原因調査および復旧作業

SBI 損保の海外旅行保険（リスク細分型特定手続用海外旅行保険）

◆ 24 時間 365 日事故受付

24 時間 365 日年中無休で各種サービスを提供いたしますので、トラブル発生時には、まずは t@biho サポートラインへご連絡ください。

◆ t@biho サポートライン

24 時間 365 日、日本語で各種サービスを提供いたします。

- ・トラブル時の各種ご相談
- ・医療機関情報のご提供
- ・医師・病院の案内・予約
- ・移送機関の手配
- ・電話による医療通訳（英語）
- ・ご家族への連絡（ご希望に応じ）
- ・救援者の渡航時のお手伝い
- ・パスポート等の盗難時の手続きのご案内

＊ t@biho サポートラインの電話番号は、マイページもしくはご契約時にお送りしているメールからご確認ください。

◆ 安心のキャッシュレス提携病院ネットワーク

海外の医療機関と提携しキャッシュレスメディカルサービスをご提供しております。

t@biho サポートラインにご連絡をいただきますと、日本語を話せる医師・スタッフが在籍している病院を含めて、キャッシュレス提携病院の紹介・予約の手配をいたします。キャッシュレス提携病院での治療は、当社が直接病院へ治療費をお支払いいたしますので、お客さまが治療費を立て替えることなく治療を受けることができます。

キャッシュレス提携病院以外で受診された場合には、帰国後、SBI 損保の海外旅行保険サイトの「保険金のご請求」ボタンから画面に沿って入力いただくだけで、確実・スムーズな事故報告のお手続きが可能です。

お客さま満足度向上への取り組み

顧客中心主義

当社は、お客さまからいただいた声を真摯に受け止め、常にお客さまにとって身近で信頼される保険会社を目指します。「お客さまの声」に対して、お客さまの立場に立ち、誠意をもって適切かつ迅速に対応し、問題解決に努めます。また、お客さまからいただく声は有益な経営資源として原因分析を行い、再発防止、商品改良・開発、接遇改善など業務改善につなげ、お客さまの利便性向上、消費者保護に努めます。

顧客中心主義に基づく業務運営方針

SBIグループは、1999年の創業当初からお客さまの利益を最優先する「顧客中心主義」を貫き、インターネットをはじめとする革新的な技術を積極的に活用することで、より好条件の手数料・金利でのサービス、金融商品の一覧比較、手数料の明示、魅力ある投資機会、安全性と信頼性の高いシステム、豊富かつ良質な金融コンテンツ等、真にお客さまの立場に立った金融サービスの提供に努めてまいりました。

SBI損害保険株式会社(以下「当社」といいます。)は、顧客利益を最優先する「顧客中心主義」を徹底するSBIグループにおいて、創業当初から「より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために」という経営理念に基づき、わかりやすく、利便性の高い先進的な「顧客中心主義」のサービスを追求した取り組みを推進しております。こうした取り組みをより一層強化・徹底していくために、「顧客中心主義に基づく業務運営方針」を公表するとともに、顧客満足度など常にお客さまの視点からその取り組みや成果を評価し、定期的に見直しを行ってまいります。

1. 「顧客中心主義」の徹底

当社は、SBIグループの基本理念である「顧客中心主義」に基づき、高度の専門性と職業倫理をもって、お客さまに対する誠実・公正な業務運営を実現するとともに、Fintech時代における革新的な先進技術を最大限活用しながら、お客さまの最善の利益を追求してまいります。

2. 「お客さまの声」を活かす取り組み

当社は、お客さまからいただいた声を真摯に受け止め、誠意をもって適切かつ迅速に対応するとともに、有益な経営情報源として業務の改善につなげ、お客さまの利便性向上および消費者保護に努めてまいります。

3. 最適な保険商品・サービスの提供

当社は、お客さまのご意向やご希望、「お客さまの声」を適切に把握・分析するとともに、保険商品・サービスの内容に即した合理的な保険料等を設定することを通じて、お客さまにご満足いただける最適な保険商品・サービスを提供してまいります。

4. わかりやすい情報提供

当社は、お客さまがご自身のご意向に沿った保険商品・サービスを選択することができるよう、お客さまの経験・知識や情報の重要性等を踏まえて、適切な情報をわかりやすく提供してまいります。

5. 適正かつ迅速な保険金の支払い

当社は、お客さまが適切な保険金の支払いを受けることができるよう、保険金請求に関する必要な情報を分かりやすく提供するとともに、適正かつ迅速に保険金をお支払いする態勢を構築してまいります。

6. 利益相反の適切な管理

当社は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を正確に把握し、適切に管理する態勢を整備してまいります。

※当社の「利益相反管理方針」についてはこちら (<https://www.sbisonpo.co.jp/policy/reciprocity.html>) をご覧ください。

7. 本方針を役職員に浸透させる仕組み

当社は、本方針の理解を促進するための各種研修を実施するとともに、お客さまの満足度向上に関する業績評価を行うこと等により、お客さまの最善の利益を追求する対応を役職員一人ひとりに浸透させる取り組みを実施してまいります。

「お客さまの声」受付窓口

当社へのご意見・苦情は、SBI 損保お客様相談室にてうけたまわります。
また、各種お問い合わせに関しては、当社 Web サイトをご参照ください。
<https://www.sbisonpo.co.jp/inquiry/>

 ご意見・苦情等はこちらから(通話料無料)



0800-8888-836

【受付時間】平日 9:00 ~ 17:00

※土日祝日・12/31 ~ 1/3 を除きます。
※スマートフォンからもご利用になれます。

紛争解決機関など

万一、当社との間で問題を解決できない場合には、以下の紛争解決機関に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

電話番号:03-4332-5241(全国共通)

受付は月から金曜日(祝日・休日および12/30~1/4を除く。)午前9時15分~午後5時まで。

▶詳しくは、同協会のWebサイト

(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険の保険金(自賠責共済の共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険の保険金(自賠責共済の共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

▶詳しくは、同機構のWebサイト

(<https://www.jibai-adr.or.jp/>)をご参照ください。

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

▶詳しくは、同センターのWebサイト

(<https://www.jcstad.or.jp/>)をご参照ください。

「お客様の声」を大切にするために

当社では、お客さまからいただいた声に対して、迅速かつ真摯に対応し、さらなるサービスの向上を目指します。

◆各部門における取り組み

お客様からいただいた声は苦情だけでなくご意見・ご要望を含めすべて「お客様の声」として、お客様相談室で集約しています。集約した「お客様の声」はお客様相談室にて苦情とお問い合わせ等に整理し、お申し出の内容ごとにすべて所轄部門に伝えます。所轄部門では内容について分析・検証を行い、業務の改善に生かしています。

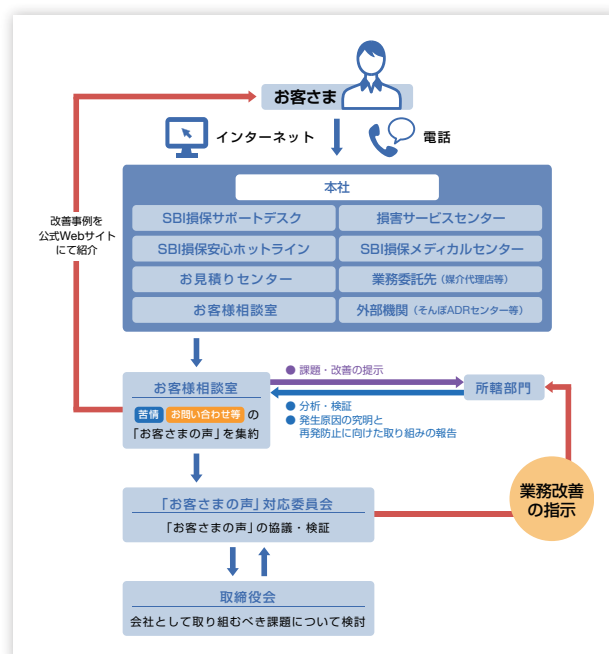
また、不適切な対応があった場合は発生原因を究明し、再発防止に向けた改善を迅速に実施いたします。

◆「お客さまの声」対応委員会

全部門の代表者で構成する「お客さまの声」対応委員会を2か月ごとに開催し、お客さまからいただいた声を全部門で共有するとともに、各部門での対応、業務改善や再発防止に向けた取り組みが適正なものであるかの協議・検証を行っています。

◆ 取締役会

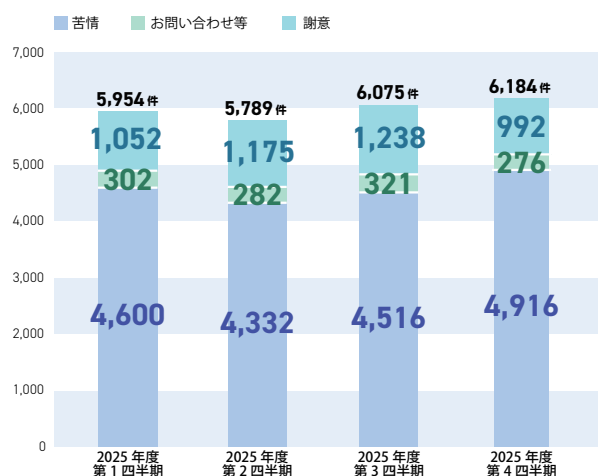
「お客さまの声」対応委員会で協議・検証された「お客さまの声」は取締役会で報告を行い、会社として取り組むべき課題について検討しています。



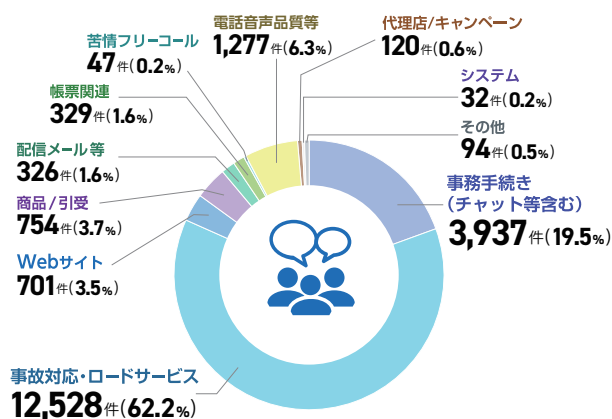
◆ 苦情の定義

手段や媒体を問わず、当社の受付窓口で受け付けたお客さまからの当社の業務に対する不満足の表明としています。

2025 年度の「お客さまの声」受付状況



2025 年度「お客さまの声」受付状況



※ 1 件の「苦情」につき、内容が複数ある場合にはそれぞれでカウント

2025年度の「苦情」の内訳

お客さまの満足度向上に向けた取り組み

お客さまからいただいた「お客さまの声」を真摯に受け止め、分析し、お客さま対応の改善に取り組んだ事例の一部をご紹介します。

詳細は当社Webサイト (<https://www.sbsonpo.co.jp/voice/index.html>) をご覧ください。

「お客さまの声」	当社の対応
・マイページに表示される事故経過情報について、初回からすべての経過を確認できるようにしてほしい。	事故の経過情報を初回からすべて確認できるよう改善しました。 情報をわかりやすく確認できるよう、ページのデザインおよびレイアウトを見直しました。
・公式サイトに記載される安心ロードサービスでパンク修理作業が対象となるのかわかりにくい。	お客さまのご負担となる費用の代表例として、パンク修理作業の記載を追加しました。
・キャンペーンの引換案内メールが、いつ届くのか知りたい。	引換案内メールを配信する時期をご案内するようにしました。 当社で実施しているキャンペーンにおいて、引換対象となっているお客さまには、ご契約後にお送りするメール内で、キャンペーン引換案内メールの配信時期をご案内するよう改修しました。
・自分に過失がないもらい事故で、保険を使用したら等級が下がったことに納得できない。	ノーカウント事故として取り扱う特約を新設しました。 被保険者に過失がない被追突事故のような「もらい事故」などで車両保険を使用した場合でも、継続契約に適用するノンフリート等級や事故有係数の適用期間などに影響しないノーカウント事故として取り扱う特約を新設しました。
・車対車＋限定Aの補償範囲に当て逃げを追加してほしい。	車対車＋限定Aの補償範囲を拡大しました。 あて逃げや自己所有自動車との衝突・接触も対象となるよう車対車＋限定Aの補償範囲を拡大しました。
・クレジットカードの有効期限が切れていたためマイページで変更しようとしたが、変更できなかった。メールにはマイページから変更するように記載があった。	メールの表現を変更しました。 マイページでクレジットカード情報の変更ができる条件を、今までよりもわかりやすい表現に変更しました。
・中断再開が電話のみで時間がかかる、Webから中断再開できるようにしてほしい。	中断証明書を利用する申し込みのWeb受付を開始しました。 これまで中断証明書を利用したお申し込みは、お電話にて中断証明書の内容をお伺いしたうえで、手続きを行っていましたが、2026年1月より、パソコン・スマートフォンからWeb上で完結して、自動車保険のお申し込みが可能となりました。

◆ 障がい者や高齢者に向けた取り組み

取り組み	当社の対応	サービス開始年月
SBI損保の手話・筆談サービス	専門のオペレーター※がお客さまに代わってSBI損保へ電話し、内容について手話、筆談、文字チャットのいずれかで通訳します。 ※SBI損保の手話筆談サービスは、SBI損保が委託をしている株式会社プラスヴォイス社が提供します。 https://www.sbisonpo.co.jp/inquiry/plusvoice/	2019年1月
音声案内電子サービス	情報を「テキスト表示」または「音声読み上げ」でご提供するサービス「音声コード Uni-Voice(ユニボイス)」を郵送物の一部に導入しました。 https://www.sbisonpo.co.jp/company/news/2019/0531.html	2019年5月
シニアのお客さま専用ダイヤル	「SBI損保の自動車保険」について、自動音声による案内ではなく、専門的な研修を受講したSBI損保サポートデスクのオペレーターが直接お答えします。 https://www.sbisonpo.co.jp/car/contact/tel.html	2019年3月
SBI損保Webチャットサービス	「SBI損保の自動車保険」の商品・サービスに関する疑問点や、操作方法についてのご不明点にWebチャットでお答えするサービスです。オペレーター対応時間外はチャットbotにてご案内します。 https://www.sbisonpo.co.jp/car/webchat/	2009年7月
LINEによる自動車事故受付サービス	LINEのトーク上で事故状況を写真や位置情報を含めてご報告いただくことで、迅速な事故対応を行います。	2019年1月
文字サイズの見直し(火災保険)	2022年10月1日以降を保険始期日とするご契約より、「ご契約のしおり」の文字サイズを拡大しました。 https://www.sbisonpo.co.jp/kasai/download/	2022年10月
文字サイズの見直し(自動車保険)	2023年1月1日以降を保険始期日とするご契約より、「普通保険約款・特約」の文字サイズを拡大しました。 https://www.sbisonpo.co.jp/car/download/	2023年1月
利用しやすいWebサイトの構築(ウェブアクセシビリティの向上)	障がいをお持ちの方々やご高齢の方々を含めて、さまざまなお客さまが利用しやすいWebサイトの構築に取り組んでおります。 「ウェブアクセシビリティ」方針を策定し、方針に基づくサイト記述最適化を順次実施しております。 https://www.sbisonpo.co.jp/policy/accessibility.html	2025年1月

主要な経営指標等の推移

直近 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目 \ 年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
正味収入保険料	32,506	33,414	35,652	39,566	45,551
経常収益	33,654	34,110	36,885	40,436	46,819
経常利益	1,275	1,307	1,052	1,392	2,103
当期純利益	548	808	1,389	1,212	1,706
資本金	20,500	11,000	11,000	11,000	11,000
(発行済株式総数)	(11,627,537 株)	(11,627,537 株)	(11,627,537 株)	(11,627,537 株)	(11,627,537 株)
純資産額	12,312	12,546	13,572	14,467	15,751
総資産額	56,113	58,811	62,916	66,483	72,156
特別勘定又は積立勘定 として経理された資産額	-	-	-	-	-
責任準備金残高	17,702	18,098	19,153	20,489	23,080
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	26,006	33,268	35,167	37,146	40,573
単体ベースの ソルベンシー・マージン比率(注)	-	-	-	-	-
配当性向	-	-	22.6%	35.5%	49.1%
従業員数	693 名	657 名	606 名	633 名	698 名

(注) 「単体ベースのソルベンシー・マージン比率」につきましては、算出後速やかに Web サイト上にて開示いたします。
(開示予定時期：2026 年 10 月末)

主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料

(単位：百万円)

年度 種目	2023年度			2024年度			2025年度		
	金額	構成比(%)	増減率(%)	金額	構成比(%)	増減率(%)	金額	構成比(%)	増減率(%)
火 災	256	0.7	△ 32.9	231	0.6	△ 9.6	198	0.4	△ 14.5
海 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害	12	0.0	△ 2.1	12	0.0	△ 0.2	12	0.0	0.2
自 動 車	33,167	93.0	6.2	36,378	91.9	9.7	41,720	91.6	14.7
自動車損害賠償責任	241	0.7	△ 9.8	214	0.5	△ 11.1	242	0.5	13.2
そ の 他	1,975	5.5	30.1	2,728	6.9	38.1	3,377	7.4	23.8
(うち費用・利益)	(1,775)	(5.0)	(28.4)	(2,428)	(6.1)	(36.8)	(3,035)	(6.7)	(25.0)
(うち賠償責任)	(52)	(0.1)	(19.4)	(64)	(0.2)	(22.8)	(71)	(0.2)	(9.4)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計	35,652	100.0	6.7	39,566	100.0	11.0	45,551	100.0	15.1

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

②元受正味保険料

(単位：百万円)

年度 種目	2023年度			2024年度			2025年度		
	金額	構成比(%)	増減率(%)	金額	構成比(%)	増減率(%)	金額	構成比(%)	増減率(%)
火 災	886	1.7	△ 30.9	761	1.3	△ 14.1	747	1.2	△ 1.8
海 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害	97	0.2	680.8	177	0.3	82.8	252	0.4	42.0
自 動 車	48,895	93.1	6.1	53,680	93.0	9.8	59,987	92.9	11.7
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	2,650	5.0	16.5	3,117	5.4	17.6	3,569	5.5	14.5
(うち費用・利益)	(2,429)	(4.6)	(14.8)	(2,826)	(4.9)	(16.4)	(3,239)	(5.0)	(14.6)
(うち賠償責任)	(67)	(0.1)	(17.8)	(80)	(0.1)	(20.2)	(87)	(0.1)	(8.4)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計	52,529	100.0	5.8	57,737	100.0	9.9	64,556	100.0	11.8
従業員1人当たり 元受正味保険料	86		14.7	91		5.2	92		1.4

(注) 1. 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員1人当たり元受正味保険料＝元受正味保険料÷従業員数

③受再正味保険料

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度
火 災	0	0	0
海 上	-	-	-
傷 害	-	-	-
自 動 車	7	1	1
自動車損害賠償責任	241	214	242
そ の 他	45	85	98
(うち費用・利益)	(-)	(-)	(-)
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)
合 計	293	301	342

(注) 受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

④支払再保険料

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度
火 災	629	529	548
海 上	-	-	-
傷 害	85	165	240
自 動 車	15,735	17,303	18,268
自動車損害賠償責任	-	-	-
そ の 他	720	474	289
(うち費用・利益)	(653)	(398)	(203)
(うち賠償責任)	(14)	(15)	(16)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)
合 計	17,170	18,473	19,347

(注) 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものをいいます。

⑤解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2023年度	2024年度	2025年度
火災		34	42	43
海上		-	-	-
傷害		-	-	-
自動車		319	347	356
自動車損害賠償責任		7	7	7
その他		7	7	7
(うち費用・利益)		(7)	(7)	(7)
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)
合計		369	404	414

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

⑥保険引受利益

(単位：百万円)

項目	年度	2023年度	2024年度	2025年度
保険引受収益		35,680	39,596	45,577
保険引受費用		23,874	27,457	32,149
営業費及び一般管理費		10,940	11,246	11,923
その他収支		△0	3	0
保険引受利益		865	896	1,505

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

[保険種目別保険引受利益]

(単位：百万円)

年度 種目		2023年度	2024年度	2025年度
火	災	△ 308	△ 386	△ 304
海	上	-	-	-
傷	害	△ 21	△ 24	△ 22
自	動	1,291	916	1,360
自	動	-	-	-
車	損			
損	害			
害	賠			
賠	償			
償	責			
責	任			
そ	の	△ 96	391	472
他				
(	う	(△ 48)	(373)	(412)
ち	費			
費	用			
・	・			
利	益			
)				
(	う	(△ 72)	(18)	(30)
ち	賠			
賠	償			
償	責			
責	任			
)				
(	う	(-)	(-)	(-)
ち	信			
信	用			
・	・			
保	証			
)				
合	計	865	896	1,505

⑦正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円)

年度 種目		2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	構成比(%)	正味 損害率(%)	金額	構成比(%)	正味 損害率(%)	金額	構成比(%)	正味 損害率(%)
火	災	156	0.7	114.1	265	1.1	181.8	220	0.8	185.4
海	上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷	害	8	0.0	66.4	7	0.0	61.9	7	0.0	59.7
自	動	21,437	97.0	76.3	23,825	96.4	76.7	27,869	96.5	77.1
自	動	276	1.3	114.7	290	1.2	135.6	287	1.0	118.6
車	損									
損	害									
害	賠									
賠	償									
償	責									
責	任									
そ	の	230	1.0	14.2	337	1.4	14.3	505	1.7	16.6
他										
(	う	(193)	(0.9)	(13.7)	(258)	(1.0)	(12.8)	(355)	(1.2)	(13.6)
ち	費									
費	用									
・	・									
利	益									
)										
(	う	(0)	(0.0)	(0.8)	(1)	(0.0)	(2.7)	(49)	(0.2)	(69.2)
ち	賠									
賠	償									
償	責									
責	任									
)										
(	う	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
ち	信									
信	用									
・	・									
保	証									
)										
合	計	22,109	100.0	73.4	24,726	100.0	73.3	28,890	100.0	73.3

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料×100

⑧元受正味保険金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度
火 災	379	440	347
海 上	-	-	-
傷 害	31	63	122
自 動 車	31,823	35,544	40,796
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	-	-	-
そ の 他	329	426	576
(うち費用・利益)	(311)	(386)	(460)
(うち賠償責任)	(0)	(1)	(49)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)
合 計	32,563	36,474	41,842

(注) 元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑨受再正味保険金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度
火 災	-	-	-
海 上	-	-	-
傷 害	-	-	-
自 動 車	0	0	0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	276	290	287
そ の 他	24	47	41
(うち費用・利益)	(-)	(-)	(-)
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)
合 計	301	338	329

(注) 受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

⑩回収再保険金

(単位：百万円)

年度 種目		2023年度	2024年度	2025年度
火	災	222	175	126
海	上	-	-	-
傷	害	23	56	114
自	動	10,385	11,718	12,927
自	動	-	-	-
車	損			
損	害			
害	賠			
賠	償			
償	責			
責	任			
任				
そ	の	124	136	112
他				
(	う	(118)	(127)	(104)
ち	費			
費	用			
用	・			
・	利			
利	益			
益	)			
(	う	(-)	(-)	(-)
ち	賠			
賠	償			
償	責			
責	任			
任	)			
(	う	(-)	(-)	(-)
ち	信			
信	用			
用	・			
・	保			
保	証			
証	)			
合	計	10,755	12,086	13,281

(注) 回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

保険契約に関する指標等

①契約者配当金
該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率及びその合算率（コンバインド・レシオ）（単位：％）

種目	年度	2023年度			2024年度			2025年度		
		正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災		114.1	127.1	241.2	181.8	143.0	324.9	185.4	159.4	344.8
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		66.4	198.1	264.5	61.9	234.7	296.6	59.7	202.3	262.0
自動車		76.3	15.3	91.7	76.7	13.8	90.5	77.1	12.5	89.6
自動車損害賠償責任		114.7	-	114.7	135.6	-	135.6	118.6	-	118.6
その他		14.2	75.0	89.2	14.3	61.6	75.9	16.6	56.1	72.7
（うち費用・利益）		(13.7)	(77.8)	(91.5)	(12.8)	(64.0)	(76.8)	(13.6)	(57.1)	(70.7)
（うち賠償責任）		(0.8)	(71.2)	(72.0)	(2.7)	(50.0)	(52.7)	(69.2)	(50.1)	(119.3)
（うち信用・保証）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		73.4	19.4	92.8	73.3	17.9	91.2	73.3	16.4	89.7

- （注）1. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料
 3. 合算率（コンバインド・レシオ）＝正味損害率＋正味事業費率

③出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

年度 種目	2023年度			2024年度			2025年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火 災	70.1	50.2	120.3	87.0	55.2	142.2	80.8	46.3	127.1
海 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害	53.6	63.9	117.5	64.3	49.6	113.9	60.2	45.0	105.2
自 動 車	77.3	20.4	97.6	79.8	19.1	98.8	79.1	18.4	97.5
そ の 他	25.0	69.4	94.5	15.5	62.6	78.1	22.0	57.9	79.9
(うち費用・利益)	(22.5)	(72.2)	(94.7)	(14.2)	(66.2)	(80.4)	(20.5)	(60.9)	(81.4)
(うち賠償責任)	(130.5)	(59.1)	(189.7)	(10.3)	(42.8)	(53.1)	(6.2)	(42.9)	(49.1)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計	74.4	23.3	97.8	76.2	22.0	98.2	75.7	21.1	96.8

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額
7. 第三分野保険のがん治療費用保険・がん治療費用総合保険は、その他のうち費用・利益に記載しております。

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2023年度	2024年度	2025年度
国 内 契 約	100%	100%	100%
海 外 契 約	－%	－%	－%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

年度	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の 出再先に集中している割合
2025年度	5 (1)	100% (100%)
2024年度	5 (1)	100% (100%)

- (注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしております。
2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

⑥出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2025年度	98.4% (100%)	－% (－%)	1.6% (－%)	100% (100%)
2024年度	98.7% (100%)	－% (－%)	1.3% (－%)	100% (100%)

- (注) 1. 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者を対象としております。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、S & P 社と日本格付研究所 (JCR) の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は低い方の格付を使用しております。
これら 2 社の格付けがない場合は、ムーディーズ社の格付を使用しています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しております。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

⑦未収再保険金の推移

(単位：百万円)

種目計		2023年度	2024年度	2025年度
1	年度開始時の未収再保険金	2,783 (26)	2,772 (35)	3,092 (24)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	10,632 (118)	12,050 (127)	13,264 (104)
3	当該年度回収等	10,643 (110)	11,730 (138)	13,102 (104)
4	1+2-3 = 年度末の未収再保険金	2,772 (35)	3,092 (24)	3,254 (25)

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しております。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

経理に関する指標等

①支払備金及び責任準備金の額

【支払備金】

(単位：百万円)

種目	年度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
火災		130	73	77
海上		-	-	-
傷害		7	7	7
自動車		19,559	20,868	21,309
自動車損害賠償責任		102	104	106
その他		581	605	787
(うち費用・利益)		(452)	(453)	(657)
(うち賠償責任)		(104)	(110)	(66)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)
合計		20,380	21,659	22,288

期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2021 年度	20,890	10,041	11,126	△ 277
2022 年度	25,454	10,118	11,944	3,392
2023 年度	28,426	11,489	12,842	4,094
2024 年度	29,977	12,801	13,834	3,341
2025 年度	31,752	15,759	14,193	1,799

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

○自動車

(単位：百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 ＋ 支払備金	事故発生 年度末	30,169			34,792			37,081			40,510			42,695		
	1年後	28,070	0.93	△ 2,099	32,169	0.93	△ 2,623	35,506	0.96	△ 1,575	39,581	0.98	△ 928			
	2年後	27,374	0.98	△ 696	31,352	0.98	△ 817	34,677	0.98	△ 828						
	3年後	26,873	0.98	△ 500	31,175	0.99	△ 176									
	4年後	27,076	1.01	202												
最終損害見積り額		27,076			31,175			34,677			39,581			42,695		
累計保険金		25,665			29,581			31,280			33,655			25,474		
支払備金		1,410			1,594			3,397			5,925			17,220		

○傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 ＋ 支払備金	事故発生 年度末	4			8			9			149			286		
	1年後	5	1.22	1	8	0.96	△ 0	8	0.86	△ 1	7	0.05	△ 141			
	2年後	5	1.01	0	8	1.00	△ 0	8	1.00	△ 0						
	3年後	5	1.01	0	8	0.98	△ 0									
	4年後	5	1.00	△ 0												
最終損害見積り額		5			8			8			7			286		
累計保険金		5			8			7			△ 6			210		
支払備金		0			0			0			13			76		

○賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 ＋ 支払備金	事故発生 年度末	19			16			98			26			34		
	1年後	4	0.24	△ 14	4	0.24	△ 12	83	0.85	△ 15	33	1.24	6			
	2年後	3	0.69	△ 1	2	0.53	△ 1	50	0.61	△ 32						
	3年後	1	0.56	△ 1	0	0.00	△ 2									
	4年後	0	0.53	△ 0												
最終損害見積り額		0			0			50			33			34		
累計保険金		0			0			49			0			1		
支払備金		0			0			1			32			32		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

4. 「累計保険金＋支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。

【責任準備金】

(単位：百万円)

年度		2023年度末	2024年度末	2025年度末
種目				
火	災	2,511	2,432	2,247
海	上	-	-	-
傷	害	2	2	6
自	動	15,196	16,411	18,938
自	動	731	687	665
そ	の	711	954	1,222
(うち費用・利益)		(592)	(780)	(1,054)
(うち賠償責任)		(43)	(48)	(48)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)
合	計	19,153	20,489	23,080

責任準備金の内訳
＜ 2025 年度末＞

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	計
火	災	1,528	718	0	-	-	2,247
海	上	-	-	-	-	-	-
傷	害	6	0	-	-	-	6
自	動	17,599	1,339	-	-	-	18,938
自動車	損害賠償責任	665	-	-	-	-	665
そ	の	733	488	0	-	-	1,222
他							
(うち費用・利益)		(627)	(427)	(0)	(-)	(-)	(1,054)
(うち賠償責任)		(40)	(8)	(-)	(-)	(-)	(48)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合	計	20,532	2,546	1	-	-	23,080

＜ 2024 年度末＞

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	計
火	災	1,740	691	0	-	-	2,432
海	上	-	-	-	-	-	-
傷	害	2	0	-	-	-	2
自	動	15,243	1,167	-	-	-	16,411
自動車	損害賠償責任	687	-	-	-	-	687
そ	の	564	390	0	-	-	954
他							
(うち費用・利益)		(440)	(340)	(0)	(-)	(-)	(780)
(うち賠償責任)		(36)	(12)	(-)	(-)	(-)	(48)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合	計	18,238	2,250	0	-	-	20,489

②責任準備金積立水準

区 分		2024年度	2025年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	-	-
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率＝（実際に積立している普通責任準備金＋払戻積立金）÷（下記（1）～（3）の合計額）
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金（保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る）
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

③引当金明細表

< 2025 年度 >

(単位：百万円)

区分		2024年度末 残高	2025年度 増加額	2025年度減少額		2025年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒 引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
価格変動準備金		200	39	-	-	240
合計		200	39	-	-	240

< 2024 年度 >

(単位：百万円)

区分		2023年度末 残高	2024年度 増加額	2024年度減少額		2024年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒 引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
価格変動準備金		164	35	-	-	200
合計		164	35	-	-	200

④貸付金償却

該当ありません。

⑤資本金等明細表（含む利益準備金及び任意積立金）

資本金等明細表につきましては、88 ページの株主資本等変動計算書をご参照ください。

⑥損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、全ての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。		
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額		
経常利益の減少額	2025年度	424 百万円	(注) 異常危険準備金残高の取崩額 1,240 百万円
	2024年度	382 百万円	(注) 異常危険準備金残高の取崩額 1,213 百万円

(注) 自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

⑦事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度	2025年度
人件費	3,875	4,035	4,471
物件費	10,899	11,211	11,561
税金	344	390	480
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	-	-	-
保険契約者保護機構に対する負担金	-	4	4
諸手数料及び集金費	△ 4,018	△ 4,176	△ 4,472
合計	11,101	11,464	12,045

(注) 金額は損益計算書における「損害調査費」「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。

⑧有価証券売却損益及び評価損

(単位：百万円)

区分	2023年度			2024年度			2025年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
公社債	0	14	-	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-	2	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	14	-	-	2	-	-	-	-

⑨売買目的有価証券運用損益

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2023年度		2024年度		2025年度	
	運用益	運用損	運用益	運用損	運用益	運用損
公社債	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

⑩固定資産処分損益

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土地・建物	-	7	-	3	-	-
その他の有形固定資産	-	2	-	0	-	0
無形固定資産	-	-	-	29	-	0
合計	-	10	-	32	-	0

⑪減価償却費明細表

< 2025 年度 >

(単位：百万円)

資産の種類	取得価額	2025年度償却額	償却累計額	2025年度末残高
建物	385	23	155	230
営業用	385	23	155	230
賃貸用	-	-	-	-
その他の有形固定資産	810	87	537	273
ソフトウェア	13,343	787	11,077	2,265
その他の無形固定資産	427	-	-	427
合計	14,967	898	11,770	3,196

< 2024 年度 >

(単位：百万円)

資産の種類	取得価額	2024年度償却額	償却累計額	2024年度末残高
建物	371	22	132	238
営業用	371	22	132	238
賃貸用	-	-	-	-
その他の有形固定資産	787	100	451	335
ソフトウェア	12,152	870	10,294	1,858
その他の無形固定資産	8	-	-	8
合計	13,319	994	10,878	2,441

資産運用に関する指標等

①現金及び預貯金

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
現金	-	-	-
預貯金	11,388	11,491	12,246
郵便振替・郵便貯金	-	-	-
当座預金	-	-	-
普通預金	9,874	9,996	10,647
通知預金	-	-	-
定期預金	1,514	1,495	1,598
合計	11,388	11,491	12,246

②資産運用の概況

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預貯金	11,388	18.1	11,491	17.3	12,246	17.0
コールローン	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	209	0.3	499	0.8	499	0.7
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	186	0.3	445	0.7	241	0.3
有価証券	35,167	55.9	37,146	55.9	40,573	56.2
貸付金	-	-	-	-	-	-
土地・建物	235	0.4	238	0.4	230	0.3
運用資産計	47,187	75.0	49,821	74.9	53,791	74.5
総資産	62,916	100.0	66,483	100.0	72,156	100.0

③利息配当収入の額及び運用利回り（インカム利回り）

（単位：百万円）

区分	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
	金額	利回り (%)	金額	利回り (%)	金額	利回り (%)
預貯金	69	0.63	104	0.88	124	0.99
コールローン	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	2	1.00	1	0.56	4	0.57
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	423	1.13	457	1.19	500	1.23
貸付金	-	-	-	-	-	-
土地・建物	-	-	-	-	-	-
小計	494	1.01	563	1.10	629	1.16
その他	-		-		-	
合計	494		563		629	
資産運用利回り（実現利回り）		0.49		1.13		1.22
（参考）時価総合利回り		0.98		1.44		2.35

（注）利回りの計算方法は、以下のとおりとなっています。

（1）資産運用利回り（インカム利回り）

資産運用に係る成果を、インカム収入（利息及び配当金収入）の観点から示す指標。

- ・分子＝利息及び配当金収入（金銭の信託運用益（損）中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。）
- ・分母＝取得原価または償却原価による平均残高

（2）資産運用利回り（実現利回り）

資産運用に係る成果を、当期の期間損益（損益計算書）への寄与の観点から示す指標。

- ・分子＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用
- ・分母＝取得原価または償却原価による平均残高

（3）時価総合利回り（参考開示）

時価ベースでの運用効率を示す指標。

- ・分子＝（資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用）＋（当期末評価差額※－前期末評価差額※）
- ・分母＝取得原価または償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額※

※税効果控除前の金額による。

④海外投融資残高及び海外投融資利回り

(単位：百万円)

区分 \ 年度		2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
外貨建	外国公社債	2,462	32.3	1,712	25.1	1,368	17.5
	外国株式	-	-	-	-	-	-
	その他	1,597	21.0	1,572	23.1	1,756	22.4
	小計	4,060	53.3	3,285	48.2	3,125	39.9
円貨建	非居住者貸付	-	-	-	-	-	-
	外国公社債	3,552	46.7	3,533	51.8	3,433	43.8
	その他	-	-	-	-	1,272	16.3
	小計	3,552	46.7	3,533	51.8	4,706	60.1
合計		7,612	100.0	6,819	100.0	7,831	100.0
海外投融資利回り(%)		3.68		3.83		3.25	

⑤商品有価証券の平均残高及び売買高
該当ありません。

⑥保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分 \ 年度		2023年度末		2024年度末		2025年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
国債		-	-	-	-	-	-
地方債		-	-	-	-	-	-
社債		9,683	27.5	10,873	29.3	11,988	29.5
株式		-	-	-	-	-	-
外国証券		6,015	17.1	5,246	14.1	6,075	15.0
その他の証券		19,468	55.4	21,026	56.6	22,509	55.5
合計		35,167	100.0	37,146	100.0	40,573	100.0

⑦保有有価証券利回り

(単位：%)

区分 \ 年度		2023年度末	2024年度末	2025年度末
公社債		1.71	1.99	2.15
株式		-	-	-
外国証券		3.25	3.07	2.41
その他の証券		0.20	0.33	0.44
合計		1.13	1.19	1.23

⑧有価証券の種類別の残存期間別残高

< 2025 年度末 >

(単位：百万円)

区分 \ 残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合計
国債	-	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-	-
社債	2,095	1,482	4,561	-	779	3,070	11,988
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	917	3,358	1,700	-	-	98	6,075
その他の証券	-	4,810	4,112	659	794	12,132	22,509
合計	3,012	9,650	10,374	659	1,574	15,301	40,573

< 2024 年度末 >

(単位：百万円)

区分 \ 残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合計
国債	-	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-	-
社債	1,997	1,184	4,508	99	492	2,591	10,873
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	1,543	2,006	1,597	-	-	99	5,246
その他の証券	-	451	935	1,068	723	17,847	21,026
合計	3,540	3,642	7,042	1,168	1,215	20,538	37,146

⑨業種別保有株式の額

該当ありません。

⑩貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑪担保別貸付金残高

該当ありません。

⑫業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑬規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位: 百万円)

区分 \ 年度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
土地	-	-	-
営業用	-	-	-
賃貸用	-	-	-
建物	235	238	230
営業用	235	238	230
賃貸用	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-
営業用	-	-	-
賃貸用	-	-	-
合計	235	238	230
営業用	235	238	230
賃貸用	-	-	-
リース資産	-	-	-
その他の有形固定資産	241	335	273
有形固定資産合計	477	574	503

⑮支払承諾の残高内訳

(単位: 百万円)

区分 \ 年度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額
融資に係る保証	-	-	-	-	-	-
社債に係る保証	-	-	-	-	-	-
資産の流動化に係る保証	-	-	-	-	-	-
その他	1	200	1	100	1	100
合計	1	200	1	100	1	100

⑩支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
有価証券	-	-	-
不動産・動産・財団	-	-	-
指名債権	-	-	-
保証	-	-	-
信用	200	100	100
その他	-	-	-
合計	200	100	100

特別勘定に関する指標

該当ありません。

直近の2事業年度における財産の状況

財務諸表等

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類及びその附属明細書について当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

①貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2024年度末 (2025年3月31日現在)	2025年度末 (2026年3月31日現在)
(資産の部)		
現金及び預貯金	11,491	12,246
預貯金	11,491	12,246
買入金銭債権	499	499
金銭の信託	445	241
有 価 証 券	37,146	40,573
社債	10,873	11,988
外国証券	5,246	6,075
その他の証券	21,026	22,509
有形固定資産	574	503
建物	238	230
その他の有形固定資産	335	273
無形固定資産	1,866	2,693
ソフトウェア	1,858	2,265
その他の無形固定資産	8	427
その他資産	13,792	15,013
再保険貸	2,835	2,980
外国再保険貸	410	382
未収金	6,201	7,225
預託金	402	453
仮払金	3,684	3,660
その他の資産	258	311
繰延税金資産	566	285
支払承諾見返	100	100
資産の部合計	66,483	72,156

科 目	2024年度末 (2025年3月31日現在)	2025年度末 (2026年3月31日現在)
(負債の部)		
保険契約準備金	42,149	45,369
支払備金	21,659	22,288
責任準備金	20,489	23,080
その他負債	9,566	10,696
再保険借	3,437	3,592
外国再保険借	411	492
未払法人税等	271	268
未払金	1,581	2,121
仮受金	3,741	4,096
資産除去債務	113	114
その他の負債	9	10
価格変動準備金	200	240
支払承諾	100	100
負債の部合計	52,016	56,405
(純資産の部)		
資本金	11,000	11,000
資本剰余金	3,377	3,377
その他資本剰余金	3,377	3,377
利益剰余金	2,412	3,281
利益準備金	148	316
その他利益剰余金	2,263	2,964
繰越利益剰余金	2,263	2,964
株主資本合計	16,789	17,658
その他有価証券評価差額金	△ 2,322	△ 1,907
評価・換算差額等合計	△ 2,322	△ 1,907
純資産の部合計	14,467	15,751
負債及び純資産の部合計	66,483	72,156

【重要な会計方針に関する注記】

- 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価基準及び評価方法
 - 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。
 - その他有価証券

時価のあるもの
期末日の市場価格等による時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法によっております。
- デリバティブ取引（金銭の信託において信託財産として運用しているデリバティブ取引を含む）の評価は、時価法によっております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、建物付属設備については定額法（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物付属設備は定率法）により、その他の有形固定資産については定率法によっております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産および負債は、期末日の為替相場により円換算しております。
なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を為替差損益として処理しております。
- 価格変動準備金は、有価証券の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 保険契約に関する会計処理

保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(支払備金)

保険業法第117条、同施行規則第72条及び第73条の規定に基づき、保険契約に基づいて支払義務が発生した、又は発生したと認められる保険金等のうち、まだ支払っていない金額を見積り、支払備金として積み立てております。

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

支払備金	22,288
------	--------

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

支払事由の発生の報告を受けた保険契約については、報告内容および損害調査内容等に基づき、個別に支払見込額を計上しております。

また、まだ支払事由の発生の報告を受けていないものの、保険契約に規定する支払事由が既に発生しているものについては、主に過去の支払実績等を勘案して算出した最終発生保険金に基づき計上しております。

②翌年度の計算書類に与える影響

物価の変動および保険事故の特性の変化により、保険金等の支払額や支払備金の計上額が当初の見積りから変動する可能性があります。

また、最終発生保険金の算定においては、見積手法の選択等に起因する不確実性を有しております。

【貸借対照表に関する注記】

- 有形固定資産の減価償却累計額は692百万円であります。
- 関係会社に対する金銭債権の総額は106百万円、金銭債務の総額は229百万円であります。
- 繰延税金資産の総額は2,913百万円、繰延税金負債の総額は194百万円であります。
繰延税金資産の主な原因はIBNR備金1,061百万円、異常危険準備金715百万円、繰延税金負債の主な原因はその他有価証券評価差額金181百万円であります。
繰延税金資産の算出にあたって、評価性引当額2,434百万円を控除しており、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額であります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	-	-	-	48	-	-	48
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	48	-	-	48

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

4.

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、保険業法等関係法令を遵守し、損害保険事業の社会性、公共性ならびに契約者への保障確保に配慮し、かつ収益性・安全性・流動性に留意した運用を基本方針とし、資産運用を行っております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として預金、買入金銭債権、金銭の信託および有価証券であります。有価証券は主として債券および投資信託であり、円建債券のほか、外貨建債券への投資も行っております。

金融商品に係るリスクは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。

また、未収金は営業債権であり、信用リスクに晒されております。

未払金は主に1年以内に支払期日が到来する債務であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、取引全般に係る権限規程及びリスク管理規程を定め、これらに基づいて取引を行うとともに、取引の執行部門とは別にリスク管理委員会を設置し、資産運用の状況について定期的な報告に加え、必要に応じて協議を行うことで組織的な牽制を行っております。

1) 市場リスクの管理

価格変動等リスクについては、資産運用リスクに係る管理規程等に従い、VaR（バリュー・アット・リスク）等の手法によりリスク量（想定最大損失）を定期的に計測し管理しています。

2) 信用リスクの管理

資産運用リスクに係る管理規程等に従って限度枠管理等のリスク管理を行うこととしております。

3) 流動性リスクの管理

流動性リスク管理規程等に従ってリスク管理を行うこととしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません。（(注1) 参照）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 金銭の信託	241	241	-
② 有価証券	36,851	36,841	△ 10
資産計	37,093	37,083	△ 10

(注1) 市場価格のない株式等（非上場株式）及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。これについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定適用指針」という。）第24-16項に基づき、「②有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	-
組合出資金	3,721

(注2) 時価算定適用指針第24-3項及び第24-9項に基づき、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、「②有価証券」に含まれております。

(注3) 預貯金、未収金及び未払金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価について、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	241	-	241
有価証券	-	27,145	4,384	31,529
資産計	-	27,386	4,384	31,771

※時価算定適用指針第24-3項及び第24-9項に基づき、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、上表の有価証券には含まれておりません。

なお、当該投資信託の貸借対照表計上額は、3,622百万円（第24-3項の取扱いを適用した投資信託170百万円及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託3,451百万円）であります。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	499	499
有価証券	-	-	1,689	1,689
資産計	-	-	2,189	2,189

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

買入金銭債権及び金銭の信託

コマーシャルペーパー以外の買入金銭債権及び金銭の信託については、取引金融機関、ブローカー又は情報ベンダー等から入手した価格をもって時価としており、当該価格に使用されたインプットに基づき、レベル2又はレベル3の時価に分類しております。コマーシャルペーパーについては、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

有価証券

市場価格のある債券については、市場価格又は市場価格を基に算定された価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

市場価格のない私募債については、元金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて算定した価額をもって時価としており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

投資信託については、公表されている基準価額等をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券	割引現在価値法	割引率	2.0% -3.5%

②期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益又は評価差額		購入、売却及び償還の純額	期末残高
		損益に計上	評価差額		
有価証券	6,316	-	△ 32	△ 1,900	4,384

③時価の評価プロセスの説明

当社は、時価の算定に関する方針及び手続を定め、これに沿って時価を算定しております。

また、算定された時価については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率は、無リスク金利である国債金利に、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムを上乗せした調整率であります。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

（注3）時価算定適用指針 24-3 項及び 24-9 項に基づき、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の調整表

①時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託財産が金融商品である投資信託の期首残高から期末残高への調整表は次のとおりであります。

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又は評価差額		購入、売却及び償還の純額	期末残高
	損益に計上	評価差額		
-	-	-	170	170

②時価算定適用指針第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産である投資信託の期首残高から期末残高への調整表は次のとおりであります。

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又は評価差額		購入、売却及び償還の純額	期末残高
	損益に計上	評価差額		
2,553	-	47	849	3,451

5.

(1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	32,081 百万円
同上に係る出再支払備金	9,899 百万円
差引（イ）	22,181 百万円
自動車損害賠償責任保険に係る支払備金（ロ）	106 百万円
計（イ＋ロ）	22,288 百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	28,272 百万円
同上に係る出再責任準備金	8,413 百万円
差引（イ）	19,858 百万円
その他の責任準備金（ロ）	3,221 百万円
計（イ＋ロ）	23,080 百万円

6. 1 株当たりの純資産額は 1,354 円 63 銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は 15,751 百万円、普通株式の期末株式数は 11,627,537 株であります。

7. 重要な後発事象

該当事項はありません。

8. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

②損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2024年度 (2024年4月1日～2025年3月31日)	2025年度 (2025年4月1日～2026年3月31日)
経 常 収 益	40,436	46,819
保 険 引 受 収 益	39,596	45,577
正味収入保険料	39,566	45,551
積立保険料等運用益	30	26
資 産 運 用 収 益	774	1,186
利息及び配当金収入	563	629
為替差益	-	200
その他運用収益	241	382
積立保険料等運用益振替	△ 30	△ 26
そ の 他 経 常 収 益	65	54
経 常 費 用	39,043	44,715
保 険 引 受 費 用	27,457	32,149
正味支払保険金	24,726	28,890
損害調査費	4,291	4,510
諸手数料及び集金費	△ 4,176	△ 4,472
支払備金繰入額	1,278	629
責任準備金繰入額	1,336	2,590
為替差損	-	0
その他保険引受費用	0	0
資 産 運 用 費 用	227	550
金銭の信託運用損	141	303
有価証券売却損	2	-
為替差損	46	-
その他運用費用	38	247
営業費及び一般管理費	11,349	12,007
そ の 他 経 常 費 用	9	8
その他の経常費用	9	8
経常利益	1,392	2,103
特 別 損 失	68	40
固定資産処分損	32	0
価格変動準備金繰入額	35	39
税引前当期純利益	1,324	2,063
法 人 税 及 び 住 民 税	238	228
法 人 税 等 調 整 額	△ 126	128
法 人 税 等 合 計	111	357
当期純利益	1,212	1,706

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は 11 百万円、費用の総額は 1,114 百万円であります。

2.

(1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	64,899 百万円
支払再保険料	19,347 百万円
差引	45,551 百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	42,172 百万円
回収再保険金	13,281 百万円
差引	28,890 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料	1,191 百万円
出再保険手数料	5,663 百万円
差引	△ 4,472 百万円

(4) 支払備金繰入額 (△は支払備金戻入額) の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	304 百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△ 321 百万円
差引 (イ)	626 百万円
自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額 (口)	2 百万円
計 (イ+口)	629 百万円

(5) 責任準備金繰入額 (△は責任準備金戻入額) の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	2,456 百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	141 百万円
差引 (イ)	2,314 百万円
その他の責任準備金繰入額 (口)	275 百万円
計 (イ+口)	2,590 百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	124 百万円
買入金銭債権利息	4 百万円
有価証券利息・配当金	500 百万円
計	629 百万円

3. 金銭の信託運用損中の評価損益は、1 百万円の益であります。

4. 1 株当たりの当期純利益の額は 146 円 73 銭であります。算定上の基礎である当期純利益は 1,706 百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は 11,627,537 株であります。

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(1) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社の子会社	株式会社ゼウス	—	決済代行 委託取引	保険料の収納代行 収納代行手数料 (注) 1	44,769 583	未収金 -	4,865 -
親会社の子会社	SBI 少短保険ホールディングス株式会社	—	利息の受取	— 利息の受取 (注) 2	- 92	社債 未収利息	3,584 24
親会社の子会社	SBI VCトレード株式会社	—	社債の引受 ・償還	社債の引受 社債の償還 利息の受取 (注) 2	800 500 20	社債 - 未収利息	800 - 9

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 収納代行手数料は、業務内容等を勘案して交渉の上で決定しております。
2. 社債利率については、市場金利等を勘案して協議の上で決定しております。

6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

③キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

科目	年度	2024年度 (2024年4月1日～ 2025年3月31日)	2025年度 (2025年4月1日～ 2026年3月31日)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		1,324	2,063
減価償却費		994	898
支払備金の増減額(△は減少)		1,278	629
責任準備金の増減額(△は減少)		1,336	2,590
価格変動準備金の増減額(△は減少)		35	39
利息及び配当金収入		△ 563	△ 629
有価証券関係損益(△は益)		2	-
金銭の信託運用損益(△は益)		141	303
為替差損益(△は益)		46	△ 200
有形固定資産関係損益(△は益)		3	0
無形固定資産関係損益(△は益)		29	0
代理店貸の増減額(△は増加)		-	△ 0
再保険貸の増減額(△は増加)		158	△ 117
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△ 1,166	△ 1,070
再保険借の増減額(△は減少)		△ 72	235
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		54	483
その他		△ 189	△ 131
小計		3,412	5,095
利息及び配当金の受取額		487	1,446
法人税等の支払額		△ 53	△ 253
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,846	6,288
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)		-	1
買入金銭債権の売却・償還による収入		208	-
金銭の信託の増加による支出		△ 400	△ 200
金銭の信託の減少による収入		-	100
有価証券の取得による支出		△ 7,895	△ 6,438
有価証券の売却・償還による収入		6,127	2,929
資産運用活動計		△ 1,960	△ 3,607
(営業活動及び資産運用活動計)		(1,886)	(2,680)
有形固定資産の取得による支出		△ 59	△ 10
無形固定資産の取得による支出		△ 844	△ 1,207
資産除去債務の履行による支出		△ 9	-
預託金の差入による支出		△ 15	-
預託金の回収による収入		4	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 2,884	△ 4,826
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額		△ 430	△ 837
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 430	△ 837
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		89	26
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		621	651
VI 現金及び現金同等物期首残高		9,874	10,496
VII 現金及び現金同等物期末残高		10,496	11,147

【キャッシュ・フロー計算書に関する注記】

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目と金額の関係

(2026年3月31日現在)

現金及び預貯金	12,246 百万円
買入金銭債権	499 百万円
預入期間が3か月を超える預貯金	△ 1,598 百万円
現金及び現金同等物	11,147 百万円

3. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

④株主資本等変動計算書

< 2025 年度 >

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	11,000	3,377	3,377	148	2,263	2,412	16,789	△ 2,322	△ 2,322	14,467
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	167	△ 1,004	△ 837	△ 837	-	-	△ 837
当期純利益	-	-	-	-	1,706	1,706	1,706	-	-	1,706
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	414	414	414
当期変動額合計	-	-	-	167	701	868	868	414	414	1,283
当期末残高	11,000	3,377	3,377	316	2,964	3,281	17,658	△ 1,907	△ 1,907	15,751

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：千株)

種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	11,627	-	-	11,627

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年2月25日 定例取締役会	普通株式	837	利益剰余金	72	2026年2月25日	2026年2月27日

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

< 2024 年度 >

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	11,000	3,377	3,377	62	1,567	1,630	16,007	△ 2,435	△ 2,435	13,572
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	86	△ 516	△ 430	△ 430	-	-	△ 430
当期純利益	-	-	-	-	1,212	1,212	1,212	-	-	1,212
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	112	112	112
当期変動額合計	-	-	-	86	696	782	782	112	112	894
当期末残高	11,000	3,377	3,377	148	2,263	2,412	16,789	△ 2,322	△ 2,322	14,467

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：千株)

種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	11,627	-	-	11,627

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月26日 定例取締役会	普通株式	430	利益剰余金	37	2025年2月26日	2025年2月28日

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑤元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

⑥保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円)

年度 区分	2024年度末	2025年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	-	-
三月以上延滞債権	-	-
貸付条件緩和債権	-	-
小計	-	-
正常債権	100	100
合計	100	100

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- 破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権
- 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(1. に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権
- 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(1. 及び 2. に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権
- 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(1. から 3. までは掲げる債権を除く。)
5. 正常債権
- 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ないものとして、1. から 4. までは掲げる債権以外のものに区分される債権です。

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ベースのソルベンシー・マージン比率）

単体ベースのソルベンシー・マージン比率につきましては、算出後速やかに Web サイト上にて開示いたします。
（開示予定時期：2026 年 10 月末）

時価情報等

1. 有価証券

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

< 2025 年度 >

（単位：百万円）

区分		年度	2025年度末		
			貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	公 社 債		-	-	-
	外 国 証 券		-	-	-
	そ の 他		-	-	-
	小 計		-	-	-
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	公 社 債		700	699	△ 0
	外 国 証 券		1,000	990	△ 9
	そ の 他		-	-	-
	小 計		1,700	1,689	△ 10
合計			1,700	1,689	△ 10

< 2024 年度 >

該当ありません。

③その他有価証券

< 2025 年度 >

(単位：百万円)

区分		年度	2025年度末		
			取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公 社 債		1,100	1,110	10
	株 式		-	-	-
	外 国 証 券		981	988	7
	そ の 他		3,337	3,451	114
	小 計		5,418	5,550	131
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公 社 債		10,399	10,177	△ 221
	株 式		-	-	-
	外 国 証 券		3,023	2,984	△ 38
	そ の 他		18,487	16,439	△ 2,048
	小 計		31,910	29,601	△ 2,308
合計			37,329	35,151	△ 2,177

(注) 組合出資金（貸借対照表計上額 3,721 百万円）については、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、上記の表に含めておりません。

< 2024 年度 >

(単位：百万円)

区分		年度	2024年度末		
			取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公 社 債		1,200	1,212	12
	株 式		-	-	-
	外 国 証 券		1,101	1,109	8
	そ の 他		2,387	2,453	66
	小 計		4,688	4,776	87
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公 社 債		9,798	9,660	△ 138
	株 式		-	-	-
	外 国 証 券		4,179	4,136	△ 42
	そ の 他		17,587	15,393	△ 2,193
	小 計		31,565	29,191	△ 2,374
合計			36,254	33,967	△ 2,286

(注) 組合出資金（貸借対照表計上額 3,178 百万円）については、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、上記の表に含めておりません。

2. 金銭の信託

①運用目的の金銭の信託

< 2025 年度 >

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	241	△ 303

< 2024 年度 >

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	445	△ 141

②満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当ありません。

3. デリバティブ取引 (有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

区分	2025年度
①差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)	該当ありません。
②金利関連	該当ありません。
③通貨関連	該当ありません。
④株式関連	該当ありません。
⑤債券関連	該当ありません。
⑥その他	該当ありません。

4. 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引

該当ありません。

5. 先物外国為替取引

該当ありません。

6. 有価証券関連デリバティブ取引 (7 に掲げるものを除く。)

該当ありません。

7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当ありません。

8. 暗号資産

該当ありません。

子会社等

「当社及びその子会社等の概況」、「当社及びその子会社等の主要な業務」、「当社及びその子会社等の直近の2連結会計事業年度における財産の状況」については該当事項はありません。

沿革

2006年6月	SBI ホールディングス（株）とあいおい損害保険（株）（現あいおいニッセイ同和損害保険（株））の共同出資により SBI 損保設立準備（株）設立
2007年12月	損害保険業の免許を取得、商号を SBI 損害保険株式会社に変更
2008年1月	営業を開始 「SBI 損保の自動車保険」販売開始
2011年10月	東京コンタクトセンターを開設
2012年8月	「SBI 損保のがん保険〔自由診療タイプ〕」の販売を開始
2013年7月	大阪損害サービスセンターを開設
2013年10月	九州コンタクトセンター（佐賀県鳥栖市）を開設
2016年10月	「SBI 損保の火災保険」販売開始
2018年1月	契約件数 100 万件を突破
2018年8月	仙台損害サービスセンターを開設
2018年10月	福岡損害サービスセンター・福岡コンタクトセンターを開設
2018年12月	「賠償責任保険」「サイバーセキュリティ保険」の販売を開始
2019年11月	自動車保険のリアルタイム見積りサービス「カシャッとスピード見積り（通称：カシャッピ [®] ）」提供開始 「動産総合保険」の販売を開始
2020年11月	「生活総合保険」の販売を開始
2021年11月	「医療費用保険」の販売開始 地域金融機関と「健康口座」サービスを開始
2022年2月	大阪オフィスを移転
2022年4月	新宿オフィスを開設
2022年9月	「SBI 損保の自動車保険」商品改定、法人契約の申込みがインターネットで可能に
2023年4月	「SBI 損保の海外旅行保険」販売開始
2024年1月	契約件数 125 万件を突破
2024年9月	仙台オフィスを移転

株主・株式

①基本事項

株主総会開催時期：毎年 4 月 1 日から 4 か月以内 決算期日：毎年 3 月 31 日
 公告方法：電子公告（※） （※）公告掲載 URL (<https://www.sbsonpo.co.jp/koukoku/>)

②株式分布状況および株主

(2026 年 7 月 1 日現在)

株主名称	本社住所	持株数	発行済株式総数に対する持株数の割合
SBIインシュアランスグループ株式会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	11,533,467 株	99.19%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目 28 番 1 号	94,070 株	0.81%

③資本金の推移および最近の新株の発行

(2026 年 7 月 1 日現在)

年月日	新株発行数	発行済株式総数	増減資額	資本金の額	資本準備金の額
2013年11月29日	1,000,000 株	4,720,536 株	3,000 百万円	16,050 百万円	15,950 百万円
2014年9月30日	66,667 株	4,787,203 株	200 百万円	16,150 百万円	16,050 百万円
2015年3月31日	233,334 株	5,020,537 株	700 百万円	16,500 百万円	16,400 百万円
2018年10月26日	6,607,000 株	11,627,537 株	8,001 百万円	20,500 百万円	20,400 百万円
2023年2月1日	-	11,627,537 株	△ 29,901 百万円 (注)	11,000 百万円 (注)	0 (注)

(注) 株主資本における勘定科目間の振替処理であるため、株主資本の合計額に変動はありません。

④ 1 株当たり配当等の推移

区分 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度
1株当たり配当額	27 円 00 銭	37 円 00 銭	72 円 00 銭
1株当たり当期純利益	119 円 51 銭	104 円 26 銭	146 円 73 銭
配当性向	22.6%	35.5%	49.1%
1株当たり純資産額	1,167 円 30 銭	1,244 円 26 銭	1,354 円 63 銭
従業員1人当たり総資産	103 百万円	105 百万円	103 百万円

(注) 1 株当たり当期純利益金額は「当期純利益÷期中平均株数」により算出しております。

役員の状況

(2026年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	担 当 業 務
代表取締役社長	小野 尚	システム本部、損害サービス本部、内部監査室、地方創生推進室
常務取締役執行役員	川嶋 恒彦	リレーションチャンネル推進本部
取締役執行役員	高田 和弘	経営戦略本部
取締役執行役員	柊 大輔	コーポレート本部
取締役執行役員	木村 正重	商品本部
取締役執行役員	登内 譲治	経営戦略本部、カスタマー本部、お客様相談室
取締役執行役員	内田 信幸	損害サービス本部
取締役執行役員	砂子 弘	マーケティング&セールス本部
執行役員	早野 梵天丸	地方創生推進室
執行役員	樋口 健二	カスタマー本部
執行役員	小嶋 好明	コーポレート本部
執行役員	大柳 正宏	経営戦略本部、商品本部
執行役員	中島 伸一郎	内部監査室
常勤監査役(社外)	中尾 睦	
監査役(社外)	本間 尚登	
監査役(社外)	鳥井 英行	

従業員の状況

(2026年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
698名	40.5歳	5.8年	4,635千円

女性管理職比率	男性の育児休業取得率	男女間賃金格差	
20.5%	66.0%	労働者の男女の賃金差異(全従業員)	62.8%
		労働者の男女の賃金差異(正規雇用労働者)	58.1%
		労働者の男女の賃金差異(非正規雇用労働者)	80.3%

採用方針	当社の企業理念である「新しい時代に、新しい保険を」の実現に向けて、最先端の商品と最高水準のサービスを目指し、テクノロジーの力で新たな価値を創造できる人材を採用したいと考えています。また、人に誠実で情熱をもって仕事に取り組み、お客様本位の姿勢を大切にする高い専門性や知見を有する人材を求めています。 当社では、上記方針に基づき、人種、国籍、性別、年齢、障がい、宗教、性的志向などに関係なく、公正かつ公平な採用を進めています。
研修制度	「顧客価値」「株主価値」とあわせてSBIグループの考える「企業価値」の構成要素とされる「人材価値」を向上させるべく、以下のような研修等を通じて人材の育成を図っています。 ・各種資格取得支援制度 ・コンプライアンス研修 ・SBI大学院大学企業派遣制度 ・上級管理職研修 ・eラーニング(ビジネス関連学習コース 214講座)
福利厚生	法律で定められている各種社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を整備しています。 ・産休育休制度 ・介護休暇制度 ・短時間勤務制度 ・社員持株会 ・確定拠出年金制度

損害保険用語の解説（50 音順）

あ行

【異常危険準備金】

異常災害による損害のてん補に充てるために保険会社が積み立てる準備金のことを言います。

【逸失利益】

事故などにより被保険者が死亡したり、後遺障害で働けなくなった場合、その事故がなければ将来得られたであろう経済的利益のことです。

【受再】

ほかの保険会社からの「再保険」を引き受けることを言います。

か行

【解約返戻金】

保険期間中に解約・解除等があった場合に、保険会社から契約者にお返しする保険料です。

【価格変動準備金】

保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるため、将来発生が見込まれる危険に備えて保険会社が積み立てる準備金を言います。

【記名被保険者】

自動車保険において、契約自動車を主に運転する方で、契約時に記名被保険者として指定された方を指します。

【契約者配当金】

積立保険において積立部分の実際の運用利回りが予定利率を超えた場合、満期時に契約者に支払われる金額です。なお、当社において積立保険は取り扱いがありません。

【契約者配当準備金】

積立保険の契約者配当金を満期時に支払うために、保険会社が積み立てる準備金のことを言います。なお、当社において積立保険は取り扱いがありません。

【後遺障害】

身体の一部を失い、またはその機能に重大な障害を永久に残した状態を言います。

【交通事故証明書】

交通事故の事実を確認したことを証明するものです。事故が発生した場所を所轄する各都道府県の自動車安全運転センターが交付します。

【告知義務】

ご契約時に保険会社が告知事項として質問した事項について、事実を回答していただく義務のことです。

さ行

【再保険】

保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分をほかの保険会社に転嫁することを言います。

【再保険プール】

保険責任の分散・平準化を効率的に図るために共同で行う再保険のことを言います。プールに参加した保険会社は、保険契約をプールに出再し、かつ、所定の配分割合分を受再していることとなります。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称して言います。

【そんぽ ADR センター】

損害保険協会のお客さま対応窓口で、専門の相談員が、交通事故に関するご相談、その他損害保険に関するご相談に対応します。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受け付けや損害保険会社との間の紛争解決の支援（和解案の提示等）を行っています。

【自賠責保険】

人身事故における被害者救済を目的に、自動車損害賠償保障法によって自動車を使用する際に加入が義務付けられている保険（強制保険）です。なお、正式名称は自動車損害賠償責任保険です。

【支払備金】

すでに発生した保険事故について、その保険金の支払いのために積み立てる準備金のことを言います。

【出再】

ほかの保険会社に「再保険」を引き受けてもらうことを言います。

【自由診療】

公的医療保険制度の対象となるかどうかに関わらず、公的医療保険制度を利用しないで自費負担で受ける診療を言います。

【セカンドオピニオン】

患者にとって最善と考えられる診療を患者と主治医で判断するために、主治医以外で医師の意見を聞くことです。

【責任準備金】

将来生じうる保険金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金のことを言います。

【先進医療】

厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合すると承認を受けた医療機関で行われる療養に限ります）のことをいい、公的医療保険制度の保険給付の対象とすべきものかどうかを評価する段階にある療養です。先進医療は公的保険診療と併用することができますが、先進医療にかかる部分は全額自己負担となります。

【損害保険大学課程】

一般社団法人日本損害保険協会が実施している資格認定制度で、損害保険募集人一般試験の合格者を対象にしたプログラムです。

【損害保険募集人一般試験】

これから代理店登録または募集人届出をする方、すでに代理店登録または募集人登録をしている方を対象に、一般社団法人日本損害保険協会が実施する試験です。試験は基礎単位と商品単位で構成されており、単位ごとに5年おきの更新制です。

【損害保険料算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算出団体です。自動車保険、火災保険および傷害保険等の参考純率ならびに自賠責保険および地震保険の基準料率の算出を主要な業務としています。

た行**【第三分野保険】**

第一分野（生命保険）、第二分野（損害保険）のいずれにも属さない医療保険や介護保険などを指します。

【特約再保険】

あらかじめ出再する条件を定めておき、その条件を満たす保険契約をすべて出再する形態の再保険のことをいいます。

な行**【ノンフリート等級】**

保険の対象となる自動車の所有台数が9台以下の保険契約に対して適用される割増・割引率の等級（1～20等級）のことをいいます。

は行**【払戻積立金】**

積立保険および満期時に一定の条件で保険料を返還する保険において満期返戻金または保険料の払戻等に備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。なお、当社においてこれに該当する保険は取り扱いがありません。

【普通責任準備金】

一般の保険において決算時から保険終期までの期間の保険支払いに備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

【保険期間】

補償となる期間のことをいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときに生じた損害または傷害については一般的には保険金をお支払いしません。

【保険業法】

保険会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、生活の安定および経済の健全な発展に資することを目的とする法律です。

【保険金】

保険事故による損害または傷害に対して保険会社が被保険者等に支払うお金のことをいいます。

【保険金額】

契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

【保険契約者保護機構】

損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約者などを保護し、保険業に対する信頼性を維持することを目的として、保険業法に基づき設立された法人です。ここには、日本国内で損害保険業を営む免許を受けた損害保険会社がすべて加入しており、加入損害保険会社の補償対象契約の保険契約者などが補償の対象となります。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金の支払責任を果たすために、保険会社が積み立てる準備金のことをいい、支払備金、責任準備金があります。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険会社に支払うお金のことをいいます。

【保険料積立金】

保険期間が長期の第三分野保険および積立金において、将来の保険金等の支払いに備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

ま行**【元受契約】**

保険会社が保険契約者から直接引き受けた保険契約のことをいいます。

【元受保険料】

元受契約によって領収する保険料のことをいいます。出再する前の保険料であることを明示する場合に用いる用語です。



SBI 損害保険株式会社
〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー16F
TEL 03-6229-0060(代表)
www.sbisonpo.co.jp